

經濟協力 韓国 28

日韓請求取戻問題
文書資料

(米田令則)

三十八・六

国立公文書館	
分類	大蔵省 平成12年度
請求番号	つくば書庫5 5-53 3372

日韓請求權問題參考資料

(未定稿)

(第 4 分 冊)

38 年 6 月

理財局外債課

日本国憲法問題参考資料（第4分冊）

目 次

1. 日本国憲法について	(1)
前編の概要	(2)
2. 日本国憲法に対する日本国憲法	(2)
3. 日本国憲法に対する補償問題	(2)
4. 日本国憲法と「日本国憲法」との関係	(3)
5. 日本国憲法について	(5)
二 日本国憲法問題の経緯	(9)
1. 第1次会議の状況	(9)
2. 第1次会議	(10)
3. 第1次会議を終えて第2次会議開始まで	(14)
4. 第2次会議	(15)
5. 第3次会議	(17)
6. 第3次会議の状況	(20)
7. 「日本国憲法」のもとで日本国憲法主権の確立	(24)
（参考資料） 1. 日本国憲法（案）について（山下論文）	(27)
2. 日本国憲法の状況に対する考察（田中論文）	(43)
3. 日本国憲法（案）の成立と日本国憲法（案）	
の成立	(62)

4. 請求権問題に関する日本側提案 (基本要綱)	(71)
5. 請求権問題に関する日本側提案の 説明要旨	(74)
6. 基本要綱に対する大蔵省意見	(82)
7. 久保田発言の概要	(84)
8. いわゆる韓国の莫大な請求権について	(88)
9. 在韓財産の状況に関する日本側照会	(98)
三、米国解釈について	(101)
1. 米国解釈の出された経緯	(101)
2. 米国解釈の構成と効果	(103)
3. 米国解釈の内容の分析	(104)
4. 無償供与方式による請求権問題解決との関係	(112)
5. 米国解釈に関する対国会説明	(114)
(参考資料) 1. 日韓請求権問題に関する米國務長官 宛在米韓国大使宛書簡	(116)
2. 米国解釈	(117)
3. 昭和32年12月31日に発表され た日韓共同声明	(121)
4. 抑留漁民及び収容韓国人の相互釈放 に関する了解覚書	(121)
5. 同上付属了解	(122)
6. 全面会談の再開に関する覚書	(123)
7. 合意議事録	(124)

8. 日本側請求権主張の撤回に関する覚書	(127)
9. 文化財引渡しに関する口頭伝達事項	(128)
10. 「米国解釈」の不公表に関する了解	(128)

四、在韓財産補償問題	(129)
1. 在韓財産補償に関する政府の見解	(129)
2. 引揚者に対する援護措置	(136)
A. 上陸地における応急措置	(136)
B. 帰郷後の定着援護	(138)
C. 引揚者給付金の支給	(140)
(参考資料) 1. 在外財産補償問題に関する法務総裁の見解	(145)
2. 在外財産問題審議会答申(抄)	(146)

五、在韓財産額について	(151)
1. 在外財産報告書等による在韓財産額(国内の数字)	(151)
(1) 日本の在外財産額	(151)
(2) 在韓財産の明細額	(155)
(3) わが国の対韓請求額についての大蔵省試算	(156)
2. 連合軍最高司令部民間財産管理局の調査数字	(158)
3. 在韓米軍政府の作成による両朝鮮の接收日本財産額	(160)
4. 国会答弁との関係	(167)
六、在韓財産処理の状況と関係法令	(175)
1. 在韓日本財産処理の状況	(185)
2. 在韓日本財産処理関係法令	(186)

(1)	太平洋米國陸軍總司令部布告第1号(1945. 9. 7)	(187)
(2)	・ ・ ・ 布告第2号(1945. 9. 7)	(189)
(3)	・ ・ ・ 布告第3号(1945. 9. 7)	(190)
(4)	在朝鮮米國陸軍司令部軍政庁法令第2号(1945. 9. 25)	(192)
(5)	・ ・ ・ 法令第21号(1945. 11. 2)	(196)
(6)	・ ・ ・ 法令第33号(1945. 12. 6)	(198)
(7)	軍政庁取得日本人財産の報告及び財産の経営、占有及び 使用に関する件(第2号)(1945. 12. 14)	(200)
(8)	接収農地に関する件(第3号)(1945. 12. 19)	(203)
(9)	在朝鮮米國陸軍司令部軍政庁法令第57号(1946. 2. 21)	(204)
(10)	銀行指令(第5号)(1946. 2. 25)	(205)
(11)	・ (第6号)(1946. 2. 27)	(205)
(12)	・ (第8号)(1946. 2. 25)	(206)
(13)	・ (第10号)(1946. 3. 21)	(207)
(14)	・ 第12号(1946. 8. 6)	(207)
(15)	太平洋米國陸軍總司令部布告第4号(1946. 7. 1)	(209)
(16)	新韓公社の創立(法令第80号)(1946. 5. 7)	(210)
(17)	外國との交易統制に関する件(法令第93号)(1946. 7. 4)	(213)
(18)	漁船及び船舶(第6号)(1946. 7. 21)	(217)
(19)	既得された諸会社に依る報告(第5号)(1946. 7. 30)	(220)
(20)	各種帰属事業体運営に関する件(第8号)(1946. 12. 31)	(224)
(21)	管財令第8号の改正(第9号)(1947. 3. 31)	(25)
(22)	法令第33号に依り軍政庁に帰属した小事業機関処分に関 する件(1947. 3. 24)	(25)

(23)	日本人が今迄所有していた都会地の住宅払下げに 関する件(1947. 5. 15)	(242)
(24)	財産管理官の株主総会招集権(法令第156号)	(249)
(25)	軍政庁財産管理官が株式その他利権を所有した朝鮮 内で設立された各種法人運営に関する件(第10号) (1947. 12. 6)	(250)
(26)	日本敵産管理人名義登記抹消に関する件 (法令第162号)(1948. 1. 15)	(253)
(27)	接収法人の簡易運営手続(法令第165号)(1948. 4. 24)	(254)
(28)	米韓協定(1948. 9. 11)	(256)
(29)	帰属財産処理法(1949. 12. 19)	(270)
(30)	帰属財産処理特別会計法(1950. 2. 16)	(285)
	○ あ と が き	(285)

Ⅶ 在韓日本財産について

在韓日本財産については、2つの問題がある。1つは、平和条約第4条(4)項の規定にからんだ日本側請求権の問題をめぐるものであり、日韓会談当初日本側はこの請求権を主張していたのが、32年12月「本国解釈」を基礎として請求権主張を撤回した。この間の経緯と、撤回後の請求権「放棄」の法理的基礎が現在に至るまで、回会の論戦の種となつている。他は、上記「放棄」に関連する在韓財産補償の問題であり、これは在外財産補償問題一般につながる。なお、これに付随して在韓財産額の総額を発表する。しないが問題とされており、これらの諸問題は、日韓会談の批准国会まで政府に対する質問の追求の形で常にまつわりついていくものと考えられる。

一、問題の概要

(1) 在韓日本財産に対する日本側請求権

在韓日本財産は、昭和20年12月の在韓米軍政府の帰属命令(軍令33号)により米軍政府に帰属し、その後23年9月の米韓協定により韓国に譲渡されており、わが国は27年4月に発効したサンフランシスコ平和条約第4条(ロ)項の規定にもとづき在韓米軍政府の在韓日本財産に対する上記の処分を承認している。従つて、在韓日本財産については、日本側は請求権の主張を行なえないこととなつてゐる。

(注) なお、北鮮所在の日本財産については、事実関係は別として法律的にみれば白紙の状態である。(第4条(ロ)項は、朝鮮に関しては米国の軍政下にあつた両鮮のみに関するものであるから、かりに北鮮当局と請求権取極を行なう場合には、北鮮側が同項にもとづき日本財産帰属の主張をなしえないことはいうまでもない。)

(2) 在韓財産に対する補償問題

(ロ) 平和条約の承認により在韓日本財産が喪失されることとなつたのは、他の在外財産と同様敗戦の結果というやむを

えない事情によるものであり、日本政府の処分によるものでないので、政府としては憲法第29条等の規定にもとづき法律上の損失補償等の義務はないと考えている。

(ロ) しかしながら、多数の在外同胞が生活の本拠地からほとんど無一物で引き揚げざるをえなかつた実情にかんがみ、「在外財産問題審議会」の答申にもとづき、特別の政策的配慮から引揚者給付金の支給その他の振護措置を講じてきた。

(3) 日本側請求権と「米國解釈」との関係

日韓会談の当初、日本側は在韓財産に対する請求権があるという主張をしていたが、これは韓国から重大な請求権の要求があると予想された事情を考慮し、いわば交渉上の技術として主張したものであつた。

その後交渉の進展に伴つて、政府としては平和条約の解釈としてこのような解釈は不適当であり、「米國解釈」に示されているような解釈がすなおな解釈であると考え、32年12月末に在韓財産に対する請求権の主張を撤回したものである。

わが国の在韓財産に対する請求権は平和条約第4条(ロ)項に

よつて消滅したものであつて、「米國解釈」はこの点を明確にしたものにすぎず、政府としては、はじめから平和条約第4条の解釈は同解釈に示されているような解釈であるべきであつたと考えているわけであつて、同解釈によつて在韓財産を放棄したものではない。

(注)「米國解釈」

平和条約第4条に関しては、昭和32年12月31日、サンフランシスコ平和条約第4条(イ)項の処理の当事者であり、また同条約の起草に重要な役割を果たした米國政府がいわゆる「米國解釈」を発表し、日韓双方ともこの解釈を確認した。

米國解釈の内容とするところは、次のとおりである。

① 在韓米軍政府の指令(軍令33号)及び平和条約第4条(イ)項により、在韓財産に対する日本の請求権は消滅した。

② しかしながらこの事実を特別取極を考慮する際に「関連がある」(relevant)。すなわち在韓日本財産を韓国政府が引取つたことにより、いかなる程度まで日本に対する韓国側の請求権が消滅し、または満たされたと認めるかについての決定を、上記の特

別取極は含むものである。

(4) 在韓日本財産額について

在韓日本財産額算定の基礎としては、在韓米軍政府の接収目録がいちばん確かなものと考えられ、これは韓国も米韓協定による在韓財産譲受の際受取つてはすであるから、これまでわが国は米韓両国に上記資料の提示を求めてきたのであるが、韓国側はこの要求に応ぜず、米國からは一部資料の提示があつたがなお不十分のものであり、はつきりしたことは判明しない。

その他、在外財産の調査は終戦後内地においても行なわれたが、これは引揚者等私人の申告を基礎としたものであつて、その信憑性も相当吟味しなければならず、かつ韓国所在分のみの区分はない。

以上のような状況であつて、在韓日本財産額を正確に算定することはできないわけであるが、たとえ現在手持の資料でもよいから示せという要求があつても、かかる資料はいたずらに誤解を招く結果になりかねないものである上に、現在日韓会談が行なわれている際でもあり、これを説明することは差控えたい、というのが政府の態度である。

(注) 在韓財産額

① 在外財産報告等による国内数字(全鮮分)

90577百万円

② G.H.Q資料(国内数字を基礎)

南鮮分 2276百万ドル

北鮮分 2971

} 計(全鮮分)

5246百万ドル

③ 在韓米軍政府資料(米国より受領した資料)

接収日本私有財産(南鮮分)

○サンフランシスコ平和条約抜粋

第4条

(a) この条の(b)の規定を確保して、日本国及びその国民の財産で第2条に掲げる地域にあるもの並びに日本国及びその国民の請求権(債権を含む。)で現にこれらの地域の施政を行つている当局及びその住民(法人を含む。)に対するものの処理並びに日本国におけるこれらの当局及び住民の財産並びに日本国及びその国民に対するこれらの当局及び住民の請求権(債権を含む。)の処理は、日本国とこれらの当局との間の特別取極の主題とする。第2条に掲げる地域にある連合国又はその国民の財産は、まだ返還されていない限り、施政を行つている当局が現状で返還しなければならない。(国民という語は、この条約で用いるときはいつでも、法人を含む。)

(b) 日本国は、第2条及び第3条に掲げる地域のいずれかにある合衆国軍政府により、又はその指令に従つて行なわれた日本国及びその国民の財産の処理の効力を承認する。

二、日本側請求権問題の経緯

○ 35年6月外務省アジア局北東アジア課「日韓会談の問題別経緯(3)一般請求権問題」の一部を転載した。

1 第1次会談前の状況

(1) サンフランシスコ平和条約には、第4条(ロ)項において「日本国は、第2条及び第3条に掲げる地域のいずれかにある合衆国軍政府により、又はその指令に従って行なわれた日本国及びその国民の財産の処理の効力を承認する」ことを定めたにとどまり、従来の諸平和条約の先例にみられるような領土分離の場合における財産、債務等の処理に関する具体的な内容についてはなんら規定されていないため、上記第4条(ロ)項、すなわち具体的には1945年12月6日付在鮮米軍政府法令第33号の法律解釈が双方論議の焦点となることが予想された。そこで、日本側では、この問題に関する名古屋大学山下教授の研究による法理論(注)等を基礎として対韓交渉の準備を進めることになった。

(注) 後掲参考資料1参照

(2) これよりさき、日本側では諸種の情報の伝えるところにより、韓国側の対日要求は賠償的要素を含むもの

で、その金額も終戦時の貨幣価値で400億ないし500億円にのぼるものであることが予想されていた(注)。このような龐大な賠償要求予想に対する日本側対策は、当初いかにこの要求を凌いで、請求権の相互放棄に持込むかという自己防衛的のものであつたが、その後、本請求権問題に対する交渉要領について種々審議を重ねた結果、相互放棄論は、軍令33号に対するわが方駁論の根拠となるべき私有財産尊重の原則と矛盾すること、また直ちに国内補償問題を誘発するおそれありとして大蔵省方面に強硬な反対意見があつたので、結局、日本側は、私有財産尊重の原則によつて在鮮財産返還を主張するとの態度をもつて交渉に臨むことになり、会談においては、まず先方の提案を聞きその見解を明らかにさせた上で対処策を決定しようということに落ち着いた。

(注) 後掲参考資料8参照

2. 第1次会談(27年2月15日～同年4月25日)

- (1) 韓国側は、日本は対日平和条約第4条(イ)項により、在韓米軍政府が日本財産についてとつた措置、すなわち軍令33号を承認した。軍令第33号は平和条約第14条の連合

国にある日本財産の処理と類似した規定である。しかりとすれば、日本から解放された韓国は日本と戦つて勝つた国と同じような立場でその財産を取得するものである。韓国は過去の不愉快な追憶から出る要求よりは、今後生きていくために絶対必要なことのみを、それも法的に韓国に帰属されるべきもののみを請求するものである、という趣旨の挨拶を述べた。(上記韓国側代表の挨拶に盛り込まれた理念は、その後の会談を通じて韓国側の一貫した態度として現われたものであつた。)

- (2) これに対し日本側は、日本は平和条約第4条(イ)項において、国際法上適法と認められる財産処分のみを承認したのである。すなわち、国際法とくにハーグの陸戦法規等において占領軍に認められている権限の範囲内における財産処分のみを認めたのである。占領軍としての米軍は単に敵産管理者の立場にあつたにすぎず、私有財産までを直接かつ包括的に没収するを得ないはずであるから、日本が軍令第33号を認めているのは、米軍の敵産管理処分の行為を認めているにとどまり、これら財産が売買移転せられた場合には、その財産の対価あるいは果実に対しては、原所有者たる日本人は依然として請求権を有する。従つて韓国の対

日請求権とともに、わが方の在韓財産に対する請求権もまた日韓間の特別取極の主題となりうる、と反論した。(注)

(注) 後掲参考資料4及び5参照

(3) 日本側の説明に対し韓国側は、軍令33号に没収的效果ありとする論拠に立つて、日本の在韓財産に対する請求権は存在せず、平和条約第4条a)項にいう特別取極の対象となるものは韓国側の一方的対日請求権のみであると主張するとともに、相互に請求権を有することを基礎として作成された日本側の請求権処理案の説明に対する質問に入ることを拒否し、議論が在韓日本財産そのものに触れることからタブーであると称して討議を拒否したため、審議は停滞の状態の状態に陥った。

(4) 3月24日の本会議(第4回)における論議は請求権問題に集中され、韓国側は従来の主張に加え、日本側が今次動乱により在韓日本財産に加えられた損害に対する補償までも要求しているのは驚くべきあると述べたので、日本側は、そのような補償までも要求しているというのは韓国側の誤解にすぎず、日本側提案の真意は、むしろ不可抗力による損害については免責を考える余地を残そうとする趣旨であることを説明した。

なお、同会議において韓国側代表は、韓国民の考え方としては、カイロ会談において、日本が韓国を「略取」「盗取」したことが不法であつたと認められ、従つて韓国における日本の行為はすべて不法であり「財産」も「無効」であり、またこれが在韓米軍政府の軍令33号の発せられた所以である。このような韓人の国民感情を考慮して財産問題を処理しなければ合意点は見出されないであろう、という趣旨の発言を行なつた。

(5) 韓国側首席代表梁大使は、4月19日空路ワシントンに帰任したが、その前後から日本国内及び米国等において頻りにわが方の見解を歪曲した事実に反する政治的宣伝を行ない、米国側の干渉を誘致するに努めている模様であつた。

(注) 梁大使は、4月1日及び17日の松本代表との非公式会談の際、請求権の相互放棄を意味する発言を行なつた。(この点については後記5.(1)参照)

このような状況にかんがみ、わが方としては今次会談が妥結することは到底困難であるとの見通しをもつに至つたが、なお非公式会談において、請求権問題に関する12の提案を行なう等最後の努力を続けたが、4月21日及び24日の松本代表、金公使の非公式会談において先方はわが方提

案のいずれにも応じなかつたのみならず、22日韓国政府が日韓会談打ち切りの閣議決定を行なつた旨の報道が23日の釜山放送及び外電で報ぜられた。韓国本国におけるかかる態度にかんがみ、わが方としてはやむをえず会談をひとまず事実上中止するのほかなしと認めたが、その後においても、講和発効後の韓国代表部の地位に関する問題について韓国側に何ら誠意ある態度が見られなかつたので、万やむをえず、4月25日付をもつて松本代表より金公使あて会談打ち切りに関する書簡を送付した。

3. 第1次会談中絶後第2次会談開始まで(27年4月～28年4月)

4月末の会談中絶後に生じた新しい事態に関連し、日本側では会談再開に備えて請求権問題に対する対処策立案の必要に迫られたので、請求権相互放棄を骨子とする外務省案をもつて大蔵省当局と接衝を重ねたが、同省は従来の法理論(基本要綱に関する若干の注解(注))をもつて同省の譲りうる最後の線であるとし、また請求権の放棄は直ちに国内補償問題に波及するとして強硬に反対し、その同意は得られなかつた。

(注) 後掲参考資料6参照。

第1次会談後に生じた新しい事態とは次のようなものであつた。

(1) 4月29日付米國務省より駐米韓国大使あて書簡(注)が発出されたが、同書簡によれば、平和条約第4条(1)項に関する米國政府の見解は、日本側法理論より、韓国側解釈に近いものであることが明白となつた。

(注) 三、参考資料1参照。

(2) 5月中旬頃、米國各紙に駐米衆大使のプレス・キャンペーンによるものと認められる請求権問題に関し日本を非難する記事が一齐に掲載された。

(3) 8月李承晩大統領の再選が決定し、李政権存続の見込みが増大した。

4. 第2次会談(28年4月15日～同年7月23日)

(1) 5月11日の第1回請求権関係部会において日本側久保田代表は、さきの会談が平和条約第4条(1)項をめぐる基本的な法律論の討議に終始したことにかんがみて、今回会談においては法律論の討議を擧げして、実際のなやり方で討議して相互の理解を深めて行くことを考えている旨の挨拶を述べ、韓国側もこれに同意した。

ただし、韓国側張基栄代表は、法律論の討議を行なわないことの理由の一つとして、1952年4月29日付の米国防務省書簡を提示したが、要するに韓国側は、同書簡の発出によつて在韓日本財産に対する日本側請求権がないことが決定されたという立場に立つものであつた。

これに対しわが方は、5月19日の第2回四部会において、前記米国書簡にもかかわらず日本側法律論には変更のない旨を明らかにしたが、韓国側はこの原則論に触れることを努めて避けるように見受けられた。

- (2) このように法律問題を回避して、双方がそれぞれ提示する照会事項について資料を持ち寄り、実情を説明し合うという方法で討議が進められ、韓国側の提案(8項目の請求)に対してわが方より関係項目の現状の一応の説明を行なつたが、他方わが方より在鮮米軍政府及び韓国政府が日本人財産について終戦以後とつた措置及びその現状について行なつた照会(注)に対しては、韓国側は、日本側には対韓請求権なしとの建前からこれに対し最後まで回答を寄せなかつた。

(注) 後掲参考資料9参照。

- (3) 一方会談と併行して外務省においては、本請求権問題

の終局的な解決を図るためには請求権の相互放棄による外なしとの見地から、相互放棄を原則とした案をもつて大蔵省に諮つたが、同省においては李承晩政権を相手にこの際早急に会談をまとめることに依然疑義を抱くほか、請求権放棄が国内補償問題に波及することを懸念し、終局的には相互放棄に落着くとしても、いま直ちに如何ともしがたいとの態度であつたため、本問題の本格的解決はいましばらく見送る方針をとることとなつた。

5. 第3次会談(昭和8年10月6日～同月21日)

- (1) まず6日の第1回本会談において、オブザーバーとして出席した米駐米大使は、とくに日本側に対し請求権の撤回を要望し、韓国全資産の80%に及ぶ在韓日本資産に対し日本が請求権を主張することは、韓国の頭上に懸せられた剣ともいうべきで、日本の請求権の主張は韓国再支配を意味する。日本側は平和条約第4条(イ)項の規定するように、また平和条約の立案者たる米国防務省の同条項に関する見解を容れ、その対韓請求権を撤回すべきであるという趣旨の演説を行なつた。

次いで10月9日の請求権部会において韓国側は、従来

のファクト・ファインディング方式をこれ以上続行しても進展はないと思われるから、この際当初の韓国側主張の通り、日本には対韓請求権はなにも一つなく、取極の主題とされるのは韓国の対日請求権のみであるという原則を確立してから、韓国側請求権について討議を進めたい。

韓国側法理論についてはさきに提示した米国务省の覚書どおりで、米国も韓国と同見解である旨主張した。

この主張に対し、日本側は、前記米国务省簡にかかわらず、日本側に対韓請求権ありという従来の主張に変更はない。同書簡の末段に「在韓日本財産の没収は4条(1)項の取極の際考慮云々」の字句がある上、第1回会談の際梁首席代表が、非公式ではあるが数回にわたり請求権の相互放棄に言及されたことからみて、韓国側が一方的に対日請求権を主張することではなく、互譲の精神による政治的歩み寄りによるならば解決の余地があると示唆した。

これに対し韓国側は、梁首席代表の相互放棄に関する発言を口をそろえて否定するとともに、在韓日本財産は元來権力機構の下に蓄積されたものであるから、この財産に対する日本側の政治的請求権と韓国側の領土分離の際における最少限の法律的、清算的な請求権とは性質が根本的に相

違するので相殺することはできない。日本はフィリピン、インドネシアに対しわずか1年くらいの占領で賠償を支払うことになっている。韓国は36年の占領期間中の損害を賠償してくれとはいわぬが在韓日本財産だけでは満足できないので、領土分離に伴う当然の法律的清算を主張しているのであると述べた。

日本側からこれに対して、在韓財産を一切失いその上とられるのであれば、日本の国民感情が納得しない。相互放棄をこちらからは提案しないが、梁大使が言明したように相互放棄の提案があれば話に応じてよい。また相殺するとしても日本が法律的に支払義務のあるようなもの、例えば未払給与金のごときものは支払う用意がある旨を述べた。

(2) 10月15日の第2回請求権部会において、韓国側は、日本が権力機構の庇護の下に造成した36年間の蓄積である財産に対しあくまで請求権を主張するならば、韓国としては、木原の虐殺事件、併合直後における各地の虐殺、支配期間中における治安維持法その他による独立運動者の投獄及び死亡に対する賠償、あるいは国際市場価格より安値で韓国産米を買上げ日本に移入したことに対し、36年間の被害を賠償せよといわざるをえない、との発言を行なつ

た。

これに対し、日本側久保田代表は、私見であるがと前提して、韓国がそのような賠償的提案を行なうとすれば、日本側としても、韓国において禿山を森にしたこと、鉄道の敷設、港湾の建設、米田の造成、また毎年多額の補充金を持出して韓国経済を培養したことを対案として提案して、韓国側のかかる賠償要求と相殺するであろうと応酬した(注)。

10月20日及び21日の本会議の席上韓国側は、前記10月15日の請求権部会における久保田代表の発言尻を歪曲して5点にまとめて日本側の釈明を求め、わが方の説明に納得しないのみか発言全部の撤回を迫り、わが方がこれを拒否するや、遂に以後の会談続行は不可能なりとして退席し、結局会談全段を不調に陥らしめた。

(注) 後掲参考資料7参照。

6. 第3次会談決裂後の状況(28年10月～32年12月)

(1) 第3次会談の決裂後もいくどか会談再開の動きはあつたが、そのつど韓国側は、日本側の対韓請求権の放棄といわゆる「久保田発言」の撤回を主張し、日本側がこれに応じなかつたため、いずれも結実するに至らなかつた。

(2) この間韓国側は、李ライン付近において日本漁船の拿捕を続行し、これによつて得た日本人漁夫の抑留(31年末の釜山抑留漁夫数は902人に達した)と韓人被退去強制者の引取り拒否という既成事実を形成し、これらの問題解決の関連において、将来の会談において日本側の請求権問題に関する譲歩を企図するものと認められた。当時日本側においても抑留漁夫の問題を早急に解決する必要に迫られていたので、まず抑留漁夫と韓人被退去強制者の問題解決のための非公式会談に入つた。しかるにその交渉において、釈放後の措置についての意見の相違に突き当たり、これを打開するためには日韓会談の早期再開の必要が生じたところ、韓国側は会談再開の条件として、いわゆる「久保田発言」の撤回と請求権の問題を提案してきた。

これらの問題に関し、31年10月1日、重光外務大臣と金公使との会談が行なわれた際、大臣より会談再開の条件として韓国側が抑留漁夫を釈放すべきであると述べたに対し、金公使は、会談開始前に日本側が「久保田発言」の取消しと従来の会談行き詰りの根本をなした財産権に関する主張を放棄することが必要であると述べた。よつて大臣よりは、いわゆる「久保田発言」についてはこれを取消す用

意がある旨、および財産権については日本側もできるだけ譲歩して円満妥結をはかる方針であるが、この問題は正式会談において解決すべきである旨の返答を行なつた。

- (3) その後引き続き行なわれた中川アジア局長と金公使との非公式会談において、正式会談開始前に、韓国側は抑留漁夫を釈放すること、日本側は「久保田発言」を撤回すること及び請求権問題については米国政府の解釈を基礎として対韓請求権の主張を撤回することにつき原則的な意見の一致をみた。また上記米国政府の解釈は、1952年4月29日付駐米韓国大使あて書簡とは別に新たなノートの発出を求めることについても韓国側はこれを了承した。さらに続行された交渉においては、日本側は、米国政府解釈に対しては日本側のみならず韓国側もバインドされるべきことを明らかにすべしと強く主張したが、韓国側は、日本側が請求権の相互放棄の方式による解決をはかるものと極度に警戒しこれに反対した。このような韓国側の懸念に対して、請求権問題に関しては韓国側も米国解釈と同意見である旨を議事録に残すとともに、再開される会談においては財産権問題で韓国側がさきの会談で提出した案を討議する旨をも議事録に明記することにより、韓国側を納得させた。こ

の交渉の途中韓国側は新たに文化財に関する要求を持ち出したが、交渉はほぼ順調に進み、3月末頃には上記のようなラインで問題解決の見通しが得られるに至つた。

- (4) 上記各問題についての韓国政府の最終決定が延び延びとなつている間に、5月中旬金公使に代わつて韓国代表部首席となつた金裕沢大使及び柳公使（参事官より昇格）と崔参事官は、日本側安藤アジア局長代理、三宅参事官との非公式会談において、さきの中川金会談では了解に達した事項まで否定するに至り、とくに請求権問題については、韓国側も米国政府解釈と同意見である旨の議事録の一項削除を要求し、事務当局間における交渉のみならず、岸総理、石井副総理、大野次官にも直接働きかける等執拗な運動を行なつた。さらに韓国側は、抑留漁夫釈放問題の早期解決、とくに6月中旬を予定されていた岸総理訪米前に決定したいとの日本側意向に乗り、本件をはじめ文化財問題、その他の問題に関しわが方の一層の譲歩を求めて再三にわたる案文修正を要求する等交渉は難航を極めた。これに対し日本側は、抑留漁夫の釈放を一日も早く実現したいとの気持から、文化財その他の問題において譲りうる最後の線まで譲歩し、とくに請求権問題については、議事録の一項に、

正式会談においては韓国の請求権を誠意をもつて討議する旨を加えることに同意することになったが、米國解釈に韓国側も同意である旨の一項の削除についてはあくまでこれを拒否した。

このような困難な交渉の末ようやく得た取極成案も韓国政府の同意を得られなかつたため、岸総理訪米出発の6月16日以前の決定は遂に不可能となつた。その後においてもなお、韓国側は本國政府の訓令なりとし、米國政府の解釈に韓国側は拘束されない旨の一項を導き加えることを要求し、わが方の拒否に會うや、抑留漁夫釈放問題引き延ばしの策に出でる等最後まで紛糾を重ねた。

7. 「米國解釈」にもとづく請求権主張の撤回

(1) ようやく同年12月31日に至つて、会談の再開、抑留者の相互釈放、請求権問題、文化財の引渡し等の問題に関する取極が成立した。また、かねて日本側より米側に対し要請しておいた平和条約第4条の解釈に関する米國政府の見解の表明については、同日付書簡が発出された。

(注) 関係資料については、三の諸参考資料参照のこと。

(2) 抑留漁夫釈放問題に絡めた韓国側の要求によりやむなく

譲歩を行なつた対韓請求権に関するわが方従来の主張は、もともと重大と予想される韓国側の賠償的要求を封ずるための政治的、防衛的なもので、法理論としても立論に相当無理があるとの非難もあつたもので、その上この問題に関する米國の見解表明はさらにその主張の維持を困難とし、早晚これに踏み切らざるをえなかつたものである。さらにまた、たとえ日本側が法理論を貫いたとしても、実質的な取分もなく日韓関係全般の大局の見地からみてもこれ以上自説を固執することは得策できないとの見極めに立つものであつた。

(3) 一方韓国側の対日請求権についても、1957年12月31日付書簡による米國政府の見解によれば、在韓財産に対する日本の請求権は平和条約第4条(1)項及び在韓米軍政府の指令によつて消滅したが、「韓国と日本国との間の特別取極は、韓国内の日本資産を韓国政府が引き取つたことにより、日本国に対する韓国側の請求権がいかなる程度まで消滅され、又は満たされたと認めるかについての決定を含むこととなろう」と述べている。従つて上記米國見解と同意であることを表明した韓国側としては、必らずしも従来と同様一方的な請求権のみを主張しえない立場となつ

た。韓国側の頑強な抵抗を排して、議事録の一項に、韓国側も米国見解と同意見である旨の一項を残したゆえんもここに存する。

(4) しかしながら日本側としては、

(参考資料)

1 平和条約第4条について(抄)

(26年9月 名古屋大学山下康雄教授)

(第4章 アメリカ軍の日本資産処理)

平和条約第4条(b)項によれば、「日本国は、第2条及び第3条に掲げる地域のいずれかにある合衆国軍政府により、又はその指令に従つて行われた日本国及びその国民の財産の処理の効力を承認する」と期定している。この規定は最終草案においてはじめて挿入されたものである。ここでは、第3条に掲げられた地域すなわち小笠原諸島や沖縄諸島も問題になるが、実際には第4条(a)項との関係で問題となるのは、アメリカ軍が韓国で行なつた日本資産の処理である。この場合、第4条(b)項の規定が、どういう形で第4条(a)項の規定に影響を及ぼすか、逆にいえば、第4条(a)項は第4条(b)項によつていかなる制約を受けるかということが、とくに問題となると思われる。具体的にいえば、韓国にある日本資産は、第4条(a)項による特別取極の主題の外に完全におかれるか。それとも、やはり特別取極の主題とすることができるか。さらに具体的にいえば、韓国所在の日本資産については日本国及び日本国民はなんら請求権ももたないのであるか。この問題が提起される。

そこでアメリカ軍政当局は、韓国で日本資産をどういふように処理したかが、まず問題となる。その主要なものは、「在朝鮮米
國陸軍司令部軍政庁法令第33号」(軍令33号)及び「米韓協
定」第5条であつて、その内容は次のとおりである。(内容略)

いま、軍令第33号と米韓協定とを読み合せると、平和条約第
4条(ハ)項の意味は次のようであらう。

(1) 米韓協定第5条第1項によつて、軍令第33号による日本財
産の処理は韓国政府によつて承認されたが、今度は平和条約第
4条(ハ)項によつて、日本政府によつても承認された。

(2) 米韓協定第5条第3項によつて、アメリカは日本資産の処理
から生じた責任を免かれ、この責任は韓国政府に移転した。従
つて、日本資産に関する日本国及び日本国民の請求権はアメリ
カ政府に対するものではなく、韓国政府に対するものである。
かような請求権そのものは、平和条約によつても米韓協定によ
つても消滅したものではない。

(3) 平和条約第4条(ハ)項における日本資産の処理の「効力を承認
する」という意味は、軍令第33号によつて米軍政庁が日本資
産の所有権を取得し、米韓協定によつて日本資産を韓国政府に
移転したことが有効であることを承認するということである。
日本資産の処理が有効に行なわれたことを承認したからといつ

て、日本資産に関する請求権を放棄したことにはならない。日
本資産処理の効力を承認することと、日本資産に関する請求権
を放棄することとは、まったく別箇の問題であつて、平和条約
第4条(ハ)項は請求権の放棄とは直接の関係はない。従つて、韓
国所在の日本資産またはその売得金に対する日本国及び日本国
民の返還請求権は、なお残存する。その処理は、第4条(ハ)項に
よる特別取極の主題となりうる。

(4) 日本資産に関するアメリカ軍政庁の処理が有効に行なわれた
ことを承認した結果、軍令第33号による日本資産の所有権の
移転そのものについて、日本国は異議をさしはさむことはでき
ない。このことは、ヴェルサイユ条約第10編第4款付屬書第
1条の場合とまったく同様である。同付屬書第1条によれば、
相互主義によつて、連合国もドイツ国も相手の国が戦時特別措
置にもとづいて行なつた敵産の処理が有効であると認め、敵産
の移転が適法なりや否やについて異議を提起することを許され
ない。すべて敵産の処理は有効に行なわれたものとしている。
だからといつて、この条文によつて、連合国もドイツ国も、敵
国にある自国民の財産に関する請求権を放棄したのではない。
その証拠に、連合国民は、ドイツ国にある財産について賠償請
求権と返還請求権とをもっている(ヴェルサイユ条約第297条

(4)、(5)号参照)。ドイツ国民は、かような請求権を放棄せしめられたが、それは第297条(4)号や付属書第1条にもとづいて放棄せしめられたのではない。かような放棄は、全然別個の規定すなわち第297条(5)号によつてはじめて行なわれたのである。ところが、韓国にある日本資産に関する限り、日本国民の請求権を放棄するような規定は平和条約のどこにも存在しない。

第4条(4)項には、かような放棄は含まれていない。

(5) もつとも、軍令第33号によつて日本財産の所有権はアメリカ軍に移転し、さらに米韓協定によつて大韓国民に移転したものと考えられる。しかし、かような財産権の移転措置が有効に行なわれたことが承認された結果として、日本国及び日本国民の韓国所在財産は完全に「没収」されたのであるという考え方もできないこともない。しかし、この考え方は誤まつていないといわなければならない。

なんとなれば、アメリカ軍は韓国において占領軍として行動しているのであつて、1907年の「陸戦の法規慣例に関する条約」付属書「陸戦の法規慣例に関する規則」第46条第2項によれば、私有財産は没収することはできない。また、その第53条によれば、国有財産は、現金、基金及び有価証券、貯蔵兵器、輸送材料、在庫品及び糧秣その他作戦動作に供することが

できるものの外、押収することができない。さらにまた第55条によれば、国有不動産については、占領軍はその管理者及び用益権者たるにすぎず、その基本を保護し、用益権の法則によつて管理しうるにすぎない。従つて、韓国においてアメリカ軍が行なつたところが「没収」であつて、その没収を平和条約第4条(4)項によつて承認せしめられたのであると考えることは不合理である。国際法に反する行為を正当な行為として承認することは、いかに戦勝国といえどもできないことである。それにもとづく損害賠償請求権を放棄させることはできるとしても、違法を適法と認めしめることはできないことである。

(6) のみならず、韓国においてアメリカ軍が行なつたことは、決して日本資産の没収ではなく、管理にはかならないことに留意しなければならない。軍令第33号の規定するところを全体としてみれば、いわゆる「敵産管理」にはかならず、軍令第33号は「敵産管理令」にはかならない。たとえば、日本資産の所有権を取得することも、それを売却することも、日本資産やその売却代金を保管することも、すべてアメリカやイギリスで戦争中に行なわれた「敵産管理」の制度と寸毫も異なるところがない。アメリカやイギリスで行なつた敵産管理の制度を簡素化したのが軍令第33号であるともいえる。

(7) たとえば、「帰属」vest という觀念が敵産管理法上の觀念である。

軍令第33号において日本資産に対する「所有権は1945年9月25日付をもつて朝鮮軍政庁が取得し、朝鮮軍政庁が該財産を所有す」という言葉は、英文では、'...is hereby vested in..., and ...is owned by' となつている。また米韓協定第5条でも、「帰属決定」vesting という言葉が用いられている。この場合の「帰属」vest は決して「没収」ではない。俗に「接収」というあいまいな語が乱用されているが、これも「管理」にほかならない。「没収」ではない。

この帰属という語は、common law で用いられるところで、たとえば信託関係で委託者が信託財産も受託者(trustee)にあずける場合に、帰属する(vest)といわれる。この場合、信託財産の所有権は受託者に移転し、受託者は受益者に一定の給付をなす債務を負うのである。信託財産は受託者名義となつているが、実質的には委託者の財産である。

イギリスの対敵取引禁止法は、このvest なる語を敵産管理に使用している。敵産は敵産保管人(Custodian of enemy Property)に帰属(委託)vest せられる。1939年の対敵取引禁止法第7節は、商務省が敵産保管人を任命すべきこと、

敵産はこの保管人に帰属することを定めているが、この規定の目的は、'With a view to preventing the payment of money to enemies and of preserving enemy property in contemplation of arrangements to be made at the conclusion of peace' という冒頭の語にあるごとく、敵産を保管し保全するので、その最終的処理は講和条約によるものである。

アメリカにおいても、戦争中敵産管理が行なわれた。1917年10月6日の対敵取引禁止法第6節によれば、外国財産管理人の任務は「敵人又は敵の同盟国民に合衆国において支払わべき又は属する現金及び財産であつて、本法の規定による右管理人に支払われ、移転せられ、譲渡せられ、引渡さるべきものを受領し、大統領の一般指令及び本法の規定によつて保管し、管理し、その出納を明らかにする」ことである。また第7節(4)項によれば、大統領の要求があつたときは、敵人に属する現金その他の財産は、外国財産管理人に譲渡され、移転され、引渡され又は支払われなければならない(...shall be conveyed, transferred, assigned, or paid over)

1917年の対敵禁止法がアメリカ議会上程されたとき、この法律に定められている敵産管理制度が、1907年のヘグ条約(前記「陸戦の法規慣例に関する規則」第46条)に違反

するものではないかという一議員の質問に対して、政府側は次のように説明している。(Congressional Record, P. 4851, 9, July, 1917)

If the gentleman has studied this bill, as I have no doubt he has, for I know his assiduity as a student and his carefulness as a lawyer, he will see clearly, that instead of its being confiscatory in its nature it is in the nature of a requisition of property and a conservation of the property in the hands of the trustee, who is to hold it in escrow until the termination of the war, when his property is to be returned to the legal owner thereof subject to the equities existing between the parties.

また、上院の「貿易委員会」の公聴会でも、司法省代表たる Warren 氏は次のように証言している。

The theory of this bill is that enemy property in this country shall not remain in the hands of the enemy's debtor or agent here: but that, if the president so direct, it shall be temporarily con-

scripted by the Government to finance the Government through investment in its bonds, and to be paid back to the enemy or otherwise disposed of at the end of the war as Congress shall direct. In other words, we fight the enemy with his own property during the war: but we do not permanently confiscate it. Moreover, this temporary confiscation of enemy property is also conservation of enemy property....

さらにまた、第1次世界大戦におけるアメリカの初代外国財産管理人 A.M. Palmer も、1917年11月14日の official Bulletin で次のように述べている。

The broad purpose of Congress, as expressed in the Trading with the Enemy Act, is, first, to preserve enemy-owned property situated in the United States from loss, and secondly, to prevent every use of it which may be hostile or detrimental to the United States....The Alien Property Custodian is directed exercise....the....authority of a common-law trustee....There, of course, is no thought of the confiscation or disposition of

property thus held in trust.

以上の論述から帰結しうることは、敵産の管理は、敵産に関する所有権の移転を伴なうけれども、決して永久の没収ではない。単に敵産を保全するものにすぎない。その正当の所有者 Legal owner はやはり敵人であつて、敵産管理人は「普通法上の受託者」(アメリカ対敵取引禁止法第12節第4項)として行動するものである。敵産の最終的処理は戦争終了後の平和条約にまつべきものである、ということである。

このことは、韓国所在の日本資産についても同様である。韓国所在の日本資産は、軍令第33号によつて、アメリカ軍政庁に帰属し、米韓協定によつて韓国政府に譲渡されたのであるが、その法律上の所有者は日本国内または日本国民であつて、その最終的処理は、平和条約第4条(a)項に予定している特別取極によつて行なわるべきものである。

(四) 財産権の移転が没収を意味するものでないことは、米韓協定そのものによつても証明することができる。たとえば、米韓協定第5条第1項(b)の規定によれば、韓国政府は、韓国政府に移転された日本資産を「韓国の人民の利益のために」受領し管理

する政府機関を設置しなければならない。この場合、「韓国の人民の利益のために」(for the benefit of the Korean people) とはいっているが、「韓国の人民に代つて」(for or on behalf of the Korean people) とはいっていない。このことは、韓国所在の日本資産が韓国の人民の所有物となつていないこと、韓国の国有財産になつていないことを示すものである。「韓国の人民の利益のために」受領し管理するということは、結局、韓国人民の対日請求権の担保として管理するということである。韓国は日本の一部であつて、日本と交戦状態にあつた国ではない。従つて韓国は、平和条約にいわゆる「連合国」ではない(第25条)。終戦後において韓国が日本に対して宣戦を布告した事実もない。従つて日本国と韓国との間に「平和条約」を結ぶということもおかしなことである。韓国政府は日本国と「平和条約」を結ぶ用意があると伝えられるが、なにかの誤解であらう。韓国との平和条約は、ナンセンスそのものである。これはおそらく、平和条約第4条(a)項にいう特別取極か通商航海条約を思いちがえて平和条約といっているにすぎない。そういうわけであるから、韓国は日本に対して賠償請求権というものをもつはずはない。戦争損害がないのに賠償請求権というおかしなことである。しかし、韓国民は日本国または日本

国民に対してなんらかの請求権をもつ。それと同じ程度に日本国民は韓国民に対して請求権を有するのではあるが、ともかくそういう意味では、韓国民には対日請求権がないではない（たとえば恩給請求権、金銭債権）。かような韓国民の対日請求権の担保として、韓国所在の日本資産を管理するというのが「韓国の人民の利益のために」という語の意味であると考えられる。だとすれば、日本資産は韓国政府に移転されたのであるけれども、その法律上の所有はやはり日本国民であつて、韓国政府は、単に対日請求権の担保として管理しているにすぎない。この対日請求権と日本資産とをどういう具合に清算するかは、まさに第4条(ハ)項にいう特別取極の主題となることなのである。

財産権の移転が必ずしも没収を意味しないことは、米韓協定第6条によつても立証される。同条によれば、日本帝国政府によつて敵産として取扱われかつ第5条の規定にもとづいて大韓民国政府に「移転」される他の者（日本国民でも連合国民でもない者）の韓国所在の財産は、連合国々民の韓国所在の財産とともに、正当の所有者（rightful owners）に「返還」されるまで、韓国政府によつて保護され保存される。これは、かような財産について返還請求権があることを意味する。従つて財産権の移転は没収を意味するものでないことの証明となるのである。

5。

(9) かようなわけで、韓国所在の日本財産は、アメリカ軍政庁に帰属しのちに韓国政府に移転されたのであるが、それは決して没収を意味しない。その正当の所有者は依然として日本国及び日本国民である。この日本資産を、韓国民の対日請求権とにらみ合せていかに最終的に処理するかが、まさに、平和条約第4条(ハ)項に予定されている特別取極によつて将来行なわれるところである。

それならば、第4条(ハ)項はどういう意味で第4条(ハ)項に影響を及ぼすか。すなわち、第4条(ハ)項の冒頭にある「この条の(ハ)の規定を保留して」とはいかなる意味であるか。これが最後の問題になる。

第4条(ハ)項によつて、日本国は韓国における米軍の日本資産の処理（日本資産の帰属及びその後における日本資産の売却）の効力を認めたのであるから、日本国は次の2点を主張することができない。

(1) 軍令第33号は、陸戦の法規慣例に関する規則第46条に違反するということを主張することはできない。これはとくにいうまでもないことである。なんとなれば、軍令第33号による帰属は没収ではない。このことはすでに詳しく論じた

ところである。従つて軍令第33号は陸戦法規違反でないとは自明のことである。

(四) アメリカ軍が日本資産を売却その他の方法で処分しているときは、その処分は有効であつて、これを無効であると主張することはできない。従つて、日本国民の請求権は、売却された財産については存続しない。売却代金についてのみ存続する。もつとも売残財産については、日本国民の請求権はこの財産について存続する。ただし、この売残財産が賃貸されているときは、その賃貸関係を承認しなければならない。賃貸関係より生じた収益は日本国民に属する。

従つて、韓国所在の日本資産について日本国民の有する請求権は、売却代金、売残財産またはその賃貸料の上に存続する。売却された財産の返還を求めたり、賃貸関係を解消して負担のない状態で売残財産の返還を求めたりすることはできない。

かような限定された請求権は、第4条(四)項の規定にかかわらず存続し、それが第4条(四)項による特別取極の対象となる。これが第4条(四)項と同条(五)項との関係である。

かように考えると、韓国所在の日本資産について、日本国及び日本国民は一切の請求権を失なつたのではない。こ

のことは、平和条約第19条(四)項によつて変更されることはない。第19条(四)項による請求権の放棄は、「日本国」領域における連合国軍隊の存在、職務遂行または行動から生じた請求権の放棄であつて、この場合「日本国」とは朝鮮を含まないと解せられる。かりに、この場合の「日本国」に朝鮮を含むとしても、この場合放棄される請求権は、連合国に対する請求権に限る。韓国に対する請求権は第19条によつては放棄されない。韓国は平和条約上の「連合国」ではないからである。米韓協定第5条第3項によれば、日本資産に関する請求権については、アメリカの責任は解除され、韓国が代わつて責任をとることになつている。従つて、この請求権は韓国に対するものである。

なお、平和条約第21条によれば、韓国は「第4条の利益」を受ける権利を有する。この場合の「利益」とは、日本資産に関する請求権を消滅させる利益ではなく、かような請求権とにらみ合せて韓国の対日請求権を要求し満足させることができるように、特別取極を結ぶことができる利益にすぎない。

かようなわけで、第4条(四)項が追加されることによつて利益を受けるのは、韓国ではなくて、むしろアメリカである。伝えられるところによると、韓国が、日本資産の返還請求を

シャット・アウトするためにかような規定の挿入を要求した
とのことである。もしそれが真実であるとすれば、これに応
じたかのごとくみせたアメリカも甚だ人が悪いといわなけれ
ばならない。韓国がこの規定で安心しているとすれば、これ
またばかげた思いすごしである。もしそうでなく、アメリカ
も韓国も韓国所在の日本資産に関する請求権が第4条(b)項に
よつて完全に封ぜられると心から思っているのであるとする
ならば、第4条(b)項の規定は、拙劣な規定の仕方であるとい
わなければならない。

2. 米國務省の注釈に対する考察(田岡論文)

○1952年4月29日付韓国大使宛の米國務省の通牒

およびこれに付加されたる米國務省の注釈に対する考

察

京都大学教授

田 岡 良 一

(4) 1951年のサンフランシスコ平和条約第4条(b)項には

「日本国は、第2条および第3条に掲げる地域のいずれかに
ある合衆国軍政府により、または、その指令に従つて行わ
れた日本国およびその国民の財産の処理の効力を承認する」
と規定しており、そして第2条の(a)項は朝鮮の独立を規定して
いる。しかし、韓国はこの平和条約に調印していないのである
から、第4条(b)項からいかなる条理も取得することはできない。

「契約は第三者に義務を課さず、また権利を与えず」 *Pacta
tertio nec nocent nec prosunt* というローマ法以来の
原則は、国際法にも受容されて一般に行なわれていることは、
国際法学者のひとしく認めているところである。1866年の
ブラーグ講和条約(プロシヤ=オーストリア間)の第5条に「
オーストリア皇帝は1864年のウィーン講和条約(普墺丁間)
によつてシュレスウイヒ・ホルスタインについて認められた結
束の権利をプロシヤ王に譲る。但し北部シュレングイヒについ

ては、住民が自由なる投票によつてデンマークへの併合を欲することを表示したときは、改めてデンマークに併合されるであらう」という規定があつたが、この人民投票は実施されないまま、1878年10月11日のドイツ＝オーストリア協定によつて、右の人民投票条項は廃棄された。この処置がデンマークの権利を侵害したことにならないという点については、国際法学者間に異論はないと思う。デンマークは、フランク条約の当事国ではなかつたからである。

常設国際司法裁判所も、1926年5月上旬シレジアのドイツ人の利益に関する事件の判決の中で、ポーランドは1918年11月11日の休戦条約（連合国＝ドイツ）12月1日のスベリヤ協定の調印国でないから、この2条約の中のポーランドに関する規定から、権利を取得するものでないことを述べ、"Un traité ne fait droit qu'entre les Etats qui y sont parties" といっている。

従つて、韓国としては日本に向かつて、1951年平和条約第4条(イ)項にもとづいて、日本が1945年12月の在韓米軍政府の vesting decree（所有変更令）または右軍政府と韓国政府との transfer agreement（移譲協定）を認めることを要求する権利はなく、また日本の対韓交渉が右の所有変更令お

よび移譲協定を基礎として行なわれるべきことを要求する権利もない。

しかし一方において、右の第4条(イ)項は平和条約調印国においては権利義務を発生する。従つて日本は連合国に対する関係においては、第4条(イ)項によつて拘束される。日本政府がこの行動において第4条(イ)項を無視することは、連合国に対する義務違反を構成する。

また従つて、日本政府は1945年12月の所有変更令及び移譲協定によつて拘束されなければならないのである。韓国が平和条約に対して第三者であることから生ずる効果というのは、日本政府が右の拘束から免れようとすれば、平和条約に調印した連合国の明示または暗黙の承認を得さえすればよく、韓国の同意を求める必要はないということだけである。

それでは、もし日本が右の所有変更令または移譲命令を無視して韓国政府に日本人財産の返還を要求すれば、これは不法であらうか。形式を正しくすれば、先ず連合国の承認を求めて然る後韓国に返還を請求すべきであらうが、しかし突発問題としては韓国さえ折れて出れば、連合国は暗黙の承認を与えるであらうと思われるから、先ず韓国に當つて見るとする方法をとつたととしても、咎むべきではないと思う。

現在の情勢では、韓国は1945年12月の米軍政府の処置を補につて、譲歩する見込みなく、そして連合国は第4条(1)項の遵守を日本に期待しているようであるが、こういう情勢の下では、日本政府としては、在韓米軍政府が日本財産についてとつた措置を前提として、韓国政府との交渉に入るのほかはないと考える。

(2) 次に考えねばならぬ問題は、米軍政府の発した命令または米政府が第三国政府と結んだ協定の意義について、米政府の解釈に日本は拘束されねばならぬか、ということである。米軍政府は米国の出先機関であるから、その発した命令、その結んだ協定の意義については、米政府の解釈が有権的である。米政府と韓国政府との協定の場合には、米韓両国の両政府の一致した解釈が有権的である——日本はその解釈に対して異議を唱える権利はない、という考えが生じやすいと思われる。しかしこの考えは正確ではない。日本と連合国との平和条約で、日本が、連合国中の1国の発した命令または1国が第3国と結んだ協定を承認するというのは、日本が右の命令また協定を理解した意味を基礎として承認するのである。一般にA国とB国との条約によつて、B国の1法律1命令をA国が承認した、ということは、A国がこの法律、この命令を理解した意味におい

て承認したということにはかならない。B国の法令であるからB国の解釈が有効であるという説は、A・B間の条約がAとBとの自由な意志の合致によつて成立したという事実を無視したものである。この法令がB国内で施行せられる場合にはもちろんB国政府の解釈が有権的であろう。しかしこの法令が国家間の条約の中に一つの事実として受容された場合、この事実の解釈についてA国はB国と同等の発言権をもつ。従つてA国の解釈がBのそれと異なるときは、国際法廷の解決にまつのほかはない問題になる。

ゆゑに、1945年12月の所有変更令について米國々務省の下す解釈、及び移讓協定について米韓両国の下す解釈によつて日本は拘束せられない。もつともこういう解釈が1951年の対日平和条約の調印前に公けにせられ、日本政府はこれを知つておりながら第4条(1)項を受諾したというのであれば、日本政府はこの解釈を認めていると推定される十分の理由があるであろう。この場合には日本はこの解釈によつて拘束されねばならない。しかし米國務省が韓国大使館の通牒によつて自己の解釈を公けにしたのは、日本が平和条約に調印した批准したよりも後の1952年4月29日(条約が効力を発生した翌日)であり、それ以前に米國務省はこの解釈を日本に通知した事実

はないとすれば、日本は米商務省が事後に公けにした解釈によつて拘束される義務はない。A国とB国との条約によつてA国がB国のある行為を承認した場合、この条約の成立後に至つてB国が右の行為の解釈なるものを公けにしてA国にこれを通知して来れば、後者はこれに従わねばならぬものとすれば、後者は不測の損害を蒙ることが起こるであろう。A国は調印のときに自分が解釈した意味においてB国の行為を承認したに止まるのである。ゆえに1945年の所有変更令または移譲協定の意義について日本と米国との間に解釈の食い違いがあれば、そして外交交渉で解決することができなければ、この問題は、対日平和条約第22条にいう「条約の実施に関する紛争」として、当然に国際司法裁判所に付託されねばならぬものとなる。この付託に當つて両国間に付託に関する合意 (special agreement) を締結することは必要ではない。

(3) 私はサンフランシスコに於いて日本政府が平和条約第4条(1)項をどういふふうに理解し、また在韓米政府の所有変更令をどういふふうに解釈して、平和条約に調印したかを知らない。またその後の在韓日本財産に関する韓国との交渉の経過についてもなにごとも聞かされていない。従つて日本政府が在韓日本財産について韓国政府になす請求の法律的根拠についても知ると

ころはない。しかしいずれにせよ、日本政府がサンフランシスコ条約調印の際にとつていた第4条(1)項の解釈または所有変更令の解釈は、それがアメリカ政府の解釈と違つておれば、上述した解決方法をとることは日本の権利であると考えらる。

以下述べるのは、私自身の平和条約第4条(1)項及び米国政府の所有変更令に対する解釈である。

(1) 平和条約第4条(1)項

平和条約第4条(1)項に従えば、日本は、朝鮮にある合衆国軍政府によつて行なわれた日本国及び日本国民の財産の処理の効力を承認する義務を負う。こゝに「処理 (disposition) の効力を承認する」という言葉が用いられているところから、「日本は在韓日本財産について、合衆国軍政府の命によつてなされた所有権の移転についてはその効力を承認せねばならぬが、補償の請求権は別の問題であつて、補償請求権の放棄までも本条によつて承認したものではない」と主張することは可能であろうか。

第4条(1)項の趣旨は、日本は合衆国軍政府が日本国または日本人の財産についてなした決定を、それがどのような内容のものであらうともそれを認める。というにあると解するのが、本条約の素直な解釈であると思う。してみれば、在韓日本財

産について米軍政府のなした決定が outright confiscation すなわち補償の義務を伴わずに完全没収であつたことが明らかであれば、日本政府としてもこれを認め、平和条約の第4条(4)項にもとづく特別取極の問題から、在韓日本財産に対する補償の問題はこれを除かねばならぬ。これに反して、米軍政府の決定が、在韓日本財産の所有権を韓国政府に移転すると同時に、日本の補償請求権を明示または暗黙に認めているものであるれば、日本は補償請求権をもつことになる。要するに、平和条約第4条(4)項が「処理」という言葉をを用いていることから、日本側の補償請求権の有無について結論を引き出すことは不可能であつて、問題の crucial point は 1945年12月の米軍政府の所有変更令の意義の解釈である。

(4) 所有変更令 (Vesting Decree)

1945年12月6日の在京城合衆国軍政府命令(軍令33号)は、日本政府及び日本人の所有しまたは支配する金、銀、白金、通貨その他種類の如何を問はず一切の財産は、軍政府の手に移されて該政府の所有物となることを規定しているだけである。所有者の変更の意図は明瞭に出ているが、この所有移転が無償没収を意図するか否かは明らかにしていない。

米國務省は、1952年4月29日韓国大使宛通牒の中で、これ等の財産またはそれに含まれる利益に対して、日本は請求権をもたないという意見をのべ、さらに「日韓請求権処理に関連して対日平和条約第4条の解釈についての米国の立場の声明」と題する文書によつてこれを敷衍して「朝鮮において独立国を打ち立てるためには日本とのつながりをきれいさつぱりと断ち切る必要があるとみえたので」日本財産は取り上げて韓国に移譲されたのである。所有変更令および移譲協定の意図は韓国当局をして右の財産を完全に支配せしめることであつた。「故に合衆国政府の見解では、日本の補償請求は、所有変更令、移譲協定および平和条約第4条(4)の文言 (language)、理由 (rationale) 及び意図 (intent) と両立しない」とみなされるといつている。しかし所有変更令、移譲協定に対して國務省が平和条約の調印後に表示してきた解釈は、前にも述べたように、有権的解釈としての価値はないものである。たとそれが合理的なものであれば、われわれもこれに従わねばならない。ゆえに國務省の解釈は果して合理的な根拠をもつか否かを検討してみなければならぬ。

私のみところでは、所有変更令の文言 (language) からは國務省の主張するような意味は出てこないように思われ

る。もしこの命令が「日本財産の没収 (confiscation)」
というような言葉を用いている場合には、日本側の補償請求
の問題は不問のまゝに放置されているとしか解されない。こ
の命令の文言は、所有権の移転が有償か無償かを決定する基
礎を提供しないのである。

また所有変更令の意図 (intent) は、国務省のいうがど
とく、「韓国政府当局をして右財産の完全な支配 (control) を
得しめることにあつた」のは疑いないとしても、この意図が
なぜに日本側の補償請求権を否定する結果に導くかは、明らか
ではない。

また同じことは「朝鮮に独立国を建設するため日本とのつ
ながりをきれいさつぱりと断ち切る必要があつた」という理
由付け (rationale) についても言うことができる。こうい
う必要から韓国領土内に日本国または日本人の痕跡を残さな
いように拭い取るという政策——これは苛酷な極端な政策で
あるが——をとることが軍政府の意図であつたとしても、そ
のことも、日本と韓国との間に債権的關係を一切断ち切るこ
とは別の問題である。もし所有変更令の出された理由が、
日本の損失に於いて韓国を富ます必要にあつたとすれば、こ
の命令が無償没収を意味したということは分かるのであるが、

こういう理由は、米国政府によつて主張されていない。たゞ
上述のような理由付けからは、無償没収たることは証明され
ないと思う。

要するに 1945 年の軍政府命令の文言、意図および理論
的根拠から、日本財産について行なわれた所有権移転が完全
な無償没収であつたという結論を導き出すことは不可能であ
ると思う。一方、この軍政府命令が日本国または日本人に補
償請求権を認める趣旨であつたことを積極的に証明する材料
もこの中から発見できない。従つてこの問題は、軍政府命令
によつて解決されていないと結論するのほかはない。

もつとも日本政府としては、日本の従来領土で敗戦の結
果喪失したものの上に存する日本財産に関して、少なくとも
補償請求権はもつと考えたようであり、そしてそういう考え
の生ずる理由も理解できるのである。今日までの平和条約に
よつて戦敗国の領土が戦勝国または第 3 国の領有に移される
場合には、その領土内に存在する財産は、戦敗国固有のそれ
は別としても、戦敗国私人の財産について所有権の剝奪は行
なわれないのをつねとする。例えば 1871 年 5 月 10 日の
フランクフルト講和条約 (独仏間) 第 2 条によれば、フラン
スがドインに割譲する地域内に居住するフランス人でフラン

ス国籍を保存したいと思うものは、1872年10月1日まで
にその意志を表示して住所をフランスに移すことができる
が、その際かれ等は右の地域内にある不動産を引きつゞき所
有する自由をもつ(Les seront libres de conserver leurs
immeubles situés sur le territoire réuni à l'Allemagne
とされている。1919年のバーシーの諸平和条約のつた主
義も大体同じである。例えばヴェルサイユ条約第37条4項
"Elles (les personnes ayant exercé le droit d'option)
seront libres de conserver leur biens immobiliers
qui elles possèdent sur les territoires acquis par
la Belgique. Elles pourront emporter leurs biens
meubles de toute nature."

最近の大戦における1947年のバーシー諸平和条約も、戦敗
国の割譲する地域内にある戦敗国民私有財産を尊重する建前
をとっている。例えば対イタリア平和条約第14附属書第9
項によれば、割譲地域に永住するイタリア国民の財産は新領
有国民の権利と同等に尊重される。第10項によれば、イタ
リア国籍を選択してイタリア国内へ住所を移すものは、その
動産および不動産を新領有国民と同一の条件で売却すること
ができ、また動産および資金をイタリア國に携行することが

できる。

右にのべた例は、本国の一部が割譲された場合であり、
私有財産はこの土地の土着民の財産である。植民地が分離さ
れる場合、かつて征服者としてここにきて土着民を虐げた
者の財産とは選を異にする、という反論があるかも知れない。
1898年12月10日のバーシー講和条約(米西間)はキュー
バに対するスペインの主権を放棄せしめ、プエルトリコ及び
フィリピンに対する主権をアメリカに譲渡せしめたものであ
り、キューバに関して「主権の放棄」という言葉をとくに用
いたのは、この島を独立せしめることが予定されていたため
であつて、朝鮮の場合によく似たところがあるが、この条約
の第9条に「半島生れのスペイン人で、本条約によりスベ
イがその主権を放棄しまたは譲渡した地域に住むもの」すな
わちスペイン本国に生れてキューバ、プエルトリコ、フィリ
ピンに來住しているスペイン人は、居住を継続してもよく、
また立退いてもよい。どちらの場合にも財産に対する権利を
保存すると規定してある。

右のような平和条約の領土割譲に関する先例にかんがみて、
日本政府が、アメリカの指値は在韓日本国民財産を全部無償
で没収するというような古今未曾有の苛酷な措置であるはず

はないと解釈したとしても無理ではない。和解と信頼を基礎とする寛大な平和条約として宣伝されたサンフランシスコ条約について、日本は米軍政府の日本財産に対してとつた所有権移転処分を、既成事実としてやむなく承認するが、しかしこれに対する補償は当然受ける権利があると考えたとしても無理ではない。日本政府はこの印象をもつて条約に調印したのである。しかし、この印象は軍政府の命令の解釈としては *conclusive* でないと思われる。この解釈としては、軍政府の命令は日本側の補償請求権については、何事もいわず、何ごとをも決定していないというのほかはない。それではこのことから在韓交渉における日本の立場についてどういう結論が生ずるか。

(結 論)

率直に申せば、在韓日本財産に対する補償請求に関しての日本の立場は、サンフランシスコ平和条約第4条(4)項が存在する限り、はなはだ弱いものであるといわざるをえぬと思います。

韓国は平和条約の当事国ではなく、従つて第4条(4)項からいかなる権利も得ないのは事実であります。日本は連合国に対する関係において本条によつて拘束されており、従つて連合国が日本を本条から *relieve* する意志がない限り、韓国との取引において

も本条によつて拘束されながら行為しなければならないことになります。

第4条(4)項が、軍政府がなした「処理」の効力を日本は承認するという言葉を用いているところから、日本は所有権の移転は認めても、補償の請求権まで放棄することを承認したのではない、という懸念を導き出すことも困難である。本条のいわんとするところは、日本は軍政府が日本財産についてなした決定を、どんな内容のものでも承認する、ということであり、従つて軍政府が無償没収を決定したとすれば、これを呑んだことになるわけです。

従つて問題は、在韓日本国及び日本人財産について軍政府のなした決定の内容はどのようなものであつたかということに帰着します。

この問題について、日本の利益のためにいいうることは、軍政府の行為の意味について、米政府の解釈が有権的であるとはいえないということである。しかしこれはただそれだけのことであつて、そこから日本政府の解釈が正しいとか、アメリカの解釈は間違つているとかいう結論を引き出せないのはもちろんである。

米務省が軍政府の決定は完全な無償没収であつたと解釈するのは、あまり強い根拠には立つていないように思われますが、一方軍政府の決定は補償請求権を日本側に与えているという説も、

率直に言えば、十分に証明することは困難であるように思われます。本稿の図の終りに私は、日本政府としてはこうもいえるのではないかと思うことを書いてみましたが、これとても決して強い有力な議論ではないと思います。

結局軍政府の命令は補償問題については何ごとも決めておらない。従つて日本が韓国に向かつて補償を請求することは禁止されていないということになる。しかし補償を請求するのは禁止されておらず、従つて日本の自由であるということは、日本側に補償請求権——韓国側にこれに対応する補償支払義務を伴なうところの——があるという意味ではありません。軍政府命令は補償問題について触れていないということは、日本が韓国との交渉によつて補償を請求するのを禁止しておらないと同時に、韓国にこの請求に応じて補償を与えることを命じてもおらないということの意味するからであります。従つて日本政府としては、補償問題は軍政府命令によつて規定されておらず、それゆえに平和条約第4条(ハ)項によつて、第4条(ハ)項の特別取極の対象から除外された問題には該当しないとして、日韓交渉の課題の一つとすることはできるでしょう。これは平和条約に違反する行為ではないでしょう。しかし韓国が日本の補償請求に応じなかつたらどうなるか。軍政府命令からは韓国の補償義務は出てこないとすれば、その外に、

韓国の義務——従つて日本の権利を根拠づけるなんらかの法規があるか。

もし一般国際法として「領土譲渡の場合に、譲渡される土地の上にある財産の所有権は絶対に尊重されなければならないものであつて、たとえA国とB国との間にX地域をAからBに譲渡する条約が結ばれ、かつこの地域上にあるA国および国民の財産は全部B国政府に移譲されることが規定され、かつB国政府はその取得する財産についてA国に補償を支払うことが規定されていない場合でも、B国はA国に補償を支払う義務はある。」という規則があれば、日本の立場は有利となるでありましょう。私は譲渡地域内にある譲渡国および国民の財産に関する一般国際法規について多少考えてみました。時間の関係で本稿には書きませんでした。結論として、当面の問題について日本の立場を有利にする法規は発見できないように思いました。条約の中に、譲渡地域内に存する財産についてなにも規定がない場合ならば、私人の財産について既得権尊重の原則を持ち出して争つてみることも不可能ではないでしょう。ただし譲渡国の国有財産の方はこの場合でも駄目です。いずれにしてもこの原則は、これを唱える学者といえども、補充法規すなわち当事者間の条約に規定がない場合にはじめて作用すべき一般国際法として唱えているのであつて、当事者間

の条約の中に該地域内の財産の処理についてなんらかの規定がある場合にも、優先して行なわべき強行法規として説いているのではありません。なんらかの規定がある場合には、割該地域内の財産の運命は、もつぱら条約の意志解釈の問題として取扱われなければならぬことになります。対韓日本財産については、日本は平和条約第4項(ハ)項を通じて米軍政府の処理を承認しているのでありますから、上に述べた「条約中に規定のある場合」に該当するわけであります。この規定は、在韓日本財産に対する日本国及び国民の所有権を剝奪して韓国政府にこれを与えることを定め、その補償については沈黙している。そして日本政府は平和条約調印の際に補償の権利を留保しなかつた。その前または後に日本政府が韓国政府にどういふ交渉をしているかは irrelevant である。韓国は平和条約の当事者ではないのであつて、当事者は連合国でありますから、連合国に向つてはつきりと留保をして置くことが必要であつたわけです。日本が留保を宣言し、連合国も日本の留保を認めて平和条約に調印したのであれば、その後日本の補償請求権を支持せねばならない立場に置かれるでしょう。この留保がなされていないとすれば、対日平和条約の解釈として日本に補償請求権——韓国側にこれに対応する支払義務を伴うところの——があることは立証困難なように思います。

私は平和条約の中に第4条(ハ)項のような規定の挿入されたことを遺憾に思つております。戦時に敵国の領土に侵入した占領軍のごときものは、一時的な感情や必要によつて、どんな措置をとるか分らぬものですが、そういう占領軍の措置を全部一括して呑むというような大まかな規定を設けてしまうと、取返しのつかぬ大損害を蒙ることになりかねません。もちろん当時の日本の立場としてアメリカ軍政府の措置を呑まぬというわけにはいかなかつたでしょうが、平和条約に付属書をつけて、ここに日本の承認する米軍政府の措置を列挙し、これ等の措置の意味および及び範囲をはつきりと規定して、この限度内で軍政府の措置を承認するという方法をとるべきであつたと深く感じます。

3. 平和条約第4条(ロ)項と在朝鮮旧日本財産との関係

(27年2月6日 外務省原解釈による)

1945年12月6日の在鮮米軍司令部軍政府命令第33号にもとづいて米軍に接収され、清算その他処分が行なわれた後、韓国に引き渡された日本財産に対して、わが国は依然法理上所有権または請求権を有し、従つて、平和条約第4条(ロ)項(特別取極)の対象とせしめることができるというわが方の見解に対しては、当然韓国側より右を否定する議論が提起されるものと思われる。

この問題は、日韓請求権処理会談の前提をなすものともいうことができるが、わが方の見解がやや樂觀に過ぎこのままでは理論的普遍性を欠くと思われる点もあるので、わが方の見解の理論的基礎となつている名古屋大学山下教授の見解に対し、あえて若干のオブザベーションを加えてみたい。

(1) 山下教授は、「前記命令第33号は、敵産管理令にはかならず、敵産の所有権は敵産管理人に帰属(vest)するが、敵産管理人は「普通法上の受託者」として敵産を管理するものであつて、敵産が売却されても売却代金の最終的所有者は依然として敵(日本)国民である。平和条約第4条(ロ)項は、日本国に対して、米軍による日本資産の処理(例えば競売)の効力を承認させたものであつて、日本資産に関する日本国民の請求権(

例えば売得金に対する)を放棄させたものではない」(法律時報)との趣旨を述べておられる。

これをやや詳細に書き直すと、教授の論じられるところは、まず前記軍令第33号は「敵産管理令にはかならない」ということを前提として、

① 敵産管理令(=軍令第33号)による帰属(vesting)とは、最終的所有権の移転を意味する語でない。

② 敵産管理人(=在韓米軍)は「普通法上の受託者」として敵産を管理するもので、敵人(=日本)と管理人とはそれぞれ委託者と受託者の地位に立つ。

③ 信託財産は受託者名義となつているが実質的には委託者(=日本)への財産である。委託者は補償ないし返還請求権を有する。との理論構成に立ち、よつて「韓国における日本財産の vesting は没収ではなく」、平和条約第4条(ロ)項の規定にかかわらず「残存の資産又は売却代金についての日本国民の請求権は、やはり第4条(ロ)項(特別取極)の対象となりうる」と結論されるものと解して差し支えないであらう。

(2) この軍令第33号が敵産管理令であるという前提は、教授の理論を結論に至るまで貫くものであり、教授は「敵産管理令」の典型として米国対敵取引法を解明し、右取引法が敵産の没収

法規でないことを立証することによつて、軍令第33号も同様日本財産を没収するものではないと推論していただける。

他方この小論は、教授と同様の前提に立ちながら、敵産管理令が敵産の没収法規であることを立証することによつて、軍令第33号が日本財産を没収するものであることを推論しようと試みるものである。従つてこの小論は、軍令第33号が敵産管理令であるという前提を無条件で受け入れ、かつ教授と同様、米国対敵取引法に従つて論議を進める。

これは、万一——不幸にして——この小論によつて、教授の論点に幾分の疑義がはさまれるとすれば、その前提そのものを再検討し、必ずや韓国側で提出するであろう没収論に対抗しうる理論を立て直す必要があることを意味する。

(3) まず敵産管理令(二軍令第33号)による帰属とは最終的所有権の移転を意味しないとの主張には、次の理由で承服することができないように思われる。

① 第1に vest の意義として、

増島博士の英法辞典によれば、「vested」とは、「権利が無条件かつ絶体的にある人に帰属した形容語」、Ballentine: Law Dictionary (1933)によれば、「vest」とは「to give an immediate fixed right of present or future

enjoyment"・"vesting order"とは、"an order or decree of a court of equity transferring title to land"とされている。

右よりすれば、vest とは、語自体において、単に管理権ないし占有権の付与または移転を意味するものとは思われず、所有権、占有権等一切の物権を含む権原(title)移転の効力を生ぜしめるものと見る方が適當のようである。

● 現に、米国対敵取引法第39条(1948年)には、
property of Japan vested in or transferred to any offices of the government shall be returned to former owners thereof" という規定がある。語句自体からみて、もし管理権だけを移転しているものとすれば、return の代りに例えば release とし、また former という形容詞を除くのが正當であろう。

● その他英法上、信託並びに遺産管理の場合にも「vest」の語が用いられるが(信託財産は信託行為により受託者にされ、また被相続人の遺産裁判所の命令にもとづき遺産管理人(administrator)に vest される。)、いずれも原権利者に当該権利の保有を認める観念ではない(わが国法上も同様、例えば信託法第1条参照)。

- ② 次に軍令第33号の語句中には、明らかに所有権の移転を示す語が見られる。

The title to all (property) is hereby vested in the Military Government of Korea..... and all such property is owned by the Military Government of Korea.

"be owned" という語は、所有権の所在の示すものであつて、管理権占有権等を示す場合には "be maintained", "be held" 等を用いるのが英法上普通であらう。しかし、この命令のみでなくその後のいかなる文書にも、右「所有」された財産が原所有者に返還される旨の規定はない。

以上よりすれば、敵産管理令(軍令第33号)の帰属の概念が所有権の最終的移転ではなく、委託ないし実質的に管理権の移転であるという主張にはやや無理があるものと思われる。

- (4) もつとも右の反論に対しては、その見方が極めて単純皮相であり、教授のいわれるところの最終的所有権の移転とは legal ownership は移転するが ownership in equity は変わらないとの主張であることを見落している、との非難が生じよう。しかしながら、この主張も承服しがたい。進んで教授の主張の第2点である、敵産管理人が「普通法上の受託者」としての地位に立

つとの理論を吟味しなければならない。

- ① 山下教授の「普通法上の受託者」という米国対敵取引法第

5条よりの引用は、やや断片的で、完全には、"The Alien Property Custodian shall be vested with all of the powers of a common-law trustee in respect of all property..."

であり、これは、なんら管理人のステータスを規定したものではないように思われる。むしろ、財産の売却、預金、投資その他普通法上の受託者の行使しうる権限と同様のものを完全に行使しうる旨規定したものとみるのが至当である。その権限は、取引法により与えられた大統領の権限に従属し、大統領に代わつて行政処分(任意による敵産の強制的接收、清算等)を行なうことにあるのであつて、大統領との関係を除いては、私法上も公法上も、なんら契約の觀念の入る余地はない。

- ② なお、1917年当時の本法の立法に当つては、私有財産尊重の原則が徹底していた米国においては、たとえ敵産の帰属を規定するものであらうと本法が右原則及びヘーグ陸戦法規の原則を破るものとの論議が野会で行なわれ、これに対して政府側は、敵産管理は没収 (confiscation) ではなくむしろ、敵入から受託する信託関係に類するものだとの趣

官の答弁を与えている。

この露事録は、教授の理論に多くの示唆を与えたものと思われるが、この点に関しては、第2次大戦後における右対敵取引法の改正によつて、まづたくくつがえされているのではあるまいか。すでに、1942年頃から敵国人の財産は原所有者に返還することなく没収せよとの論議が露会で行なわれていた（外国人財産局年報中に右経緯につき記載があつた由であるが、目下調査中）が、戦後の諸改正中、とくに1948年8月8日の改正は、右取引法に第39条（1部前出）「日本人及びドイツ人の没収財産は前所有者に返還することなく、戦時補償基金（War Claims Fund）に繰入れ、合衆国市民である戦争被害者の救済にあてる。なおこの措置に対し（and the United States shall not pay compensation for any such property or interest therein）」

を追加することによつて、右の露会における論議を法文化した。

これは、前大戦において一応連合国において確立されたが、（ヴェルサイユ条約第297条（b）号第2項参照）、實際上米

国において極めて寛大に扱われた敵産処理方針をストリクトな方面に改正したものと思われる。

なお、かりに信託関係に擬する場合も、改正後の本法の context に従えば、敵国人は委託者でも受益者でもなく、委託者は合衆国（大統領）、受益者も合衆国（従つて軍令第33号の場合は、委託者は連合国総司令官で受益者は韓国）と考える方が適當のように思われる。

5) すでに敵産管理を信託関係に擬することが無理であるとすれば（しかもかりに信託関係に擬した場合も敵人を委託者とみることが無理であるとすれば）、米國対敵取引法第39条の趣旨にも照らし、敵人が補償ないし返還請求権を有すると見ることは困難で、むしろ没収（公権力により無償で物の所有権を剝奪する行為）と考えた方が自然のようである。

もつとも、前項同様、戦後の改正（1946年3月8日及び同年8月8日）で、米國対敵取引法中に、今次大戦における財産の被没収者に対する返還規定が設けられた（第32条）。しかしながら、これは財産を没収された原所有者に、私法上も公法上も、なんら当然の請求権を認めたものと考えられない。

むしろ例外的に、大統領に対し、その任意により inequitably に財産を没収された者を救済し、または特定者に合衆国の恩恵を与える意味において没収財産を返還する権限を与えたものにすぎない。（日独を除く旧枢軸国人財産、海外に居住する米市

民等の財産が返還された。

"The President may return any property vested in or transferred to the Alien Property Custodian,, whenever the President shall determine"

第 3 2 条参照)。

この場合、接収された財産に対する請求権はすでに潜在的にも存在せず、大統領の権利設定の形成行為によつて与えられた場合に限りまたその範囲において発生したものと解するのが、むしろ適当であるまいか。

(6) もし右の推論に大きな誤りがないとすれば、軍令第 3 号は敵産管理令であるという命題をもつて論議を進めることはかなり危険であるといわなければならない。

敵産管理令そのものについて国際法違反であるという議論は相当強力に主張されうる。しかしながら、これを論議することが実益のないことは、平和条約(第 14 条②)を承認した今日、あえていうまでもない。

軍令第 3 号を、それ自体として、国際法上より検討して何らかの抜け道を見出すことは、あるいは可能なのではないかと思われる。

4. 請求権問題に関する日本側提案 (基本要綱)

○日韓両国間に取極められるべき財産及び請求権の

処理に関する協定の基本要綱(日本側提案)

(昭和 27 年 3 月 6 日)

(1) ① 日本国及び大韓民国は、それぞれの国民(法人を含む。

以下同じ。)が相手国の領域において有する財産に関する権利(利益及びその果実を含む。以下同じ。)並びに相手国及びその国民に対して正当に取得したその他の権利を、相互に確認し、その権利の行使が妨げられているときは、これを回復する措置を講ずるものとする。

② 前項の権利が国又はその国民の責任において侵害されているときは、その国又は国民はそれぞれ、これが原状回復又は損害の補償の責を負うものとする。

③ 第①項の回復の措置及び第②項の原状回復又は損害の補償の方法等については、当該権利の種類に応じ、別途協議するものとする。

(2) ① 日本国及び大韓民国は、連合国最高司令官又は在韓米軍政府により、又はその指令に従つて行なわれた相手国及びその国民の財産の処理の効力を承認する。

② 前項において承認する効果の範囲については別途協議する

ものとする。

(3) ① 日本国は、日本国が大韓民国の領域において公用又は公共の用に供していた国有の財産を、大韓民国に、別に定めるところに従い譲渡する。

② 日本国は、日本国が大韓民国の領域において企業の用に供していた国有の財産を、朝鮮事業公債法に基づき発行された公債等、当該領域の利益のために発行されたものの未償還残高等に相当する資金が日本国に引渡された場合に限り、大韓民国に譲渡する。

③ 第①項の公用又は公共の用に供していた国有の財産及び第②項の企業の用に供していた国有の財産の範囲並びに前2項の譲渡の方法については、別途協議するものとする。

④ 日本国が大韓民国の領域において有する財産で第①項及び第②項に掲げるものを除く一切の財産並びに日本国の公共団体が大韓民国の領域において有する一切の財産については、前記(1)の日本国民の財産の取扱に準じて取扱われるものとする。

(4) 日本国及び大韓民国は、この協定の締結に当つては、前記(1)ないし(3)を一体として取扱うものとし、且つ、前記の別途協議に当つては、具体的実施が相互に衡平且つ実効的に行なわれる

よう措置するものとする。

5. 請求権問題に関する日本側提案の説明要旨

(1) 今次請求権問題の最重要点は、日本が平和条約において承認した在韓米軍政府による及びその指令にもとづいて行なわれた日本財産の処分の効力を認めるという意味如何にかつている。

韓国側の請求権問題に関する主張の根拠は、在韓米軍政府の出したいわゆる Vesting Decree, No 33 の効果を没収と同様に解しようとするにある。すなわち韓国側は、1945年12月6日の Vesting Decree により米軍政府は日本財産に対する絶対かつ最終的処分権を有し、これは事実上没収と同様であると主張する立場に立っている。しかしわが方は、日本は米軍政府の処分の効力は認めた(第4条(ロ)項)のであるが、これは占領軍が国際法上適法に行なつた財産の処分はこれを有効と認め、そしてその効力について争うことはしないという意味のことであつて、国際法上占領軍に認められていない処分まで合法であると認めたのではない、という立場に立っている。前記 Vesting Decree すなわち米軍令第3号は日本財産が軍政府に vested in and owned by (帰属され所有されている)と規定しているが、これは、ヘーグの陸戦法規第46条が「私有財産はこれを没収すること

を得ず」と規定している私有財産没収の禁止の条項を超えて有効のものであるという意味ではない。米軍政府は敵国私有財産を直接かつ包括的に没収しうるものではない。米軍政府は占領軍として管理者の立場が敵国私有財産を処分しうるが、その対価及び果実に対しては正当なる所有者である原権利者が請求権を有することは当然である。この権利は財産の移転と無関係に存続する。これは、あたかも各国の敵産管理法におけるがごとく、あるいは民法上の信託の觀念のごとく正当なる所有者の原権利者としての権利は依然として存続すると考えるべきである。大陸系の法理論からすれば所有権の移転ということは原権利者になんらの claim を与えぬ最終的移転と考えられるが、common-law の法理論はいわゆる二重所有権 double ownership の法理論で、vested and owned されることによつて legal ownership は失われるが、equitable ownership は残ると考えられるのである。英米法ではこの信託の考え方と技術とが種々の場合に応用されている。

ヘーグの陸戦法規に明記してある私有財産権の尊重の原則に関しては、第1次、第2次両大戦を通じて占領国は必ずしも厳密にこれを遵守しなかつた観もあり、いわば戦時占領に

決して新しい慣例を生じたかの外観を呈しているにもかかわらず、被占領国の私有財産を占領国または占領軍が直接かつ包括的に没収した実例あるを聞かない。なるほど対日平和条約においてはその第14条、第16条のごとく日本の連合国、中立国、枢軸国における資産を処分することに関して規定されているが、これは日本が連合国との間に、この平和条約によつてかかる処分に合意したからはじめで可能なのである。もし日本がこれに同意していなかつたら、かりにアメリカの国内法たる敵産管理法によつて日本の資産を没収していたとしても、この国内法にもとづく措置をもつて直ちに国際法上の敵国私有財産非没収の原則に対抗することはできないはずである。敵国財産処分問題でアメリカが外国に対抗しうるのは、アメリカの国内法たる敵産管理法にもとづくのではなくして平和条約の規定にもとづいてである。

対日平和条約第4条(b)項は、アメリカの占領下にあつた韓国にある日本の財産、権利、利益については、第14条におけるがごとくこれを差押え、留置し、清算し、その他なんらかの方法で処分する権利を韓国に認めたのではなく、在韓米軍政府の軍命令の効力を承認しただけである。ここにいう効力とは、対日平和条約の第14条(a)の2のごとき効果では

なく、占領軍命令の効力を指すに止まるのである。没収を含まないのである。

韓国側がこの点を正當に理解せず、対日平和条約第4条(b)項は第14条(a)の2に酷似するといひ、かつそれよりもさらに強い効力を有すると主張するのには、絶対に賛成できぬ。第4条(b)項において当事国間の特別取極の主題とされているのは、第一に第4条(b)項の処分のはんちゆうに入らぬものがありとすればそれについて、第2に第4条(b)項の軍政府命令でカバーされたものにあつても、その財産及び財産が売却されていた場合にはその対価等の返還その他の請求権についてであり、その最終的処理は当事国間、当事者間に協定が成つてはじめて行なわれるものである。おもうに、私有財産非没収の原則は、幾多の試験に堪えて国際慣習上の一原則としての地位を維持しているものといえる。さればこそ、1948年12月10日国連第3回総会で採択された世界人権宣言第17条第2項は「何人もその財産を欲しいままに奪われることはない」と規定して、私有財産尊重の原則を確認している。対日平和条約においても、私有財産尊重の原理は当然の前提となつている。すなわち対日平和条約の前文に、「日本国としては、世界人権宣言の目的を実現するため努力

し」云々とある。そして私有財産権を真向から否定している規定はどこにもない。

ただ対日平和条約の第14条の(a)の2及び第16条はあたかも右原則を否定しているかのごとき印象を与えやすい。また事実、これらの規定が私有財産尊重の原則を軽視しているという非難は免かれぬところであろう。それにもかかわらず、単にそれだけの理由をもつて対日平和条約が国際法上の私有財産尊重の原則を否定しているとは考えられないのである。

要するに、財産及び請求権問題について日本が韓国との間に対日平和条約第4条による特別取極を結ばんとするに当つては、在韓日本財産については在韓米軍政府軍令第33号のいわゆる Vesting Decree により、かりに当該日本財産のタイトルが米軍政府に移転されていたとしても、そのタイトルは当然原権利者に返還されるべきものであり、まだもし当該財産が米軍政府によつて売却されていた場合には、原権利者のその対価等に対する請求権は依然として存在する点が認識されるべきものである。例えば、敵産管理人は敵産のタイトルをもち、その場合株式等は管理人名義になるかも知れぬが、それでも原権利者の株主権が最終的に消滅するわけではない。そしてその最終的解決こそは、まさに戦後の条約の

主題となるのである。対日平和条約第4条冒頭の文言からいっても、このことは明らかである。

韓国と日本との間の財産及び請求権の処理は相互的なものであり、決して一方的なものではない。ただ、第4条(b)項の規定によつて在韓米軍政府の処理の効力を日本が認めることとなつているため、日本側の本来の主張がある程度限定されているというにすぎない。

次に、在韓日本財産は米軍政府から韓国政府に現実に移転されたが、これによつて当該財産全部に関する米軍政府の権限全部が韓国に移譲されたのではなく、韓国政府は単にこれら財産を管理する立場におかれたにすぎないのである。交戦国として、さらに占領軍として当然米軍の有していた処分権を交戦国でも占領軍でもない第三者にアメリカが移譲したとするならば、これは明かに国際法の原則を無視するものといわなければならない。

結論としていえば、日本は対日平和条約第4条(b)項によつて在韓米軍政府によつて行なわれた財産処分の効力を承認するだけであつて、在韓財産に対する本来の権利及び請求権を放棄したのではない。これらの権利及び請求権こそは、日本が平和条約第4条の予想している特別取極の主題となるので

あり、この特別取極において日本がこれを放棄するというのであれば別であるが、少なくともそういう方法で日本が放棄しない限り、これらの財産に対する権利または請求権は当然存続するのである。

(2) 日本の対案は、私有財産権について叙上のような根本理念に立つて構成されている。すなわち、第(1)項で在韓日本財産、権利、利益を確認することとし、同時に右と相照応してわが方も韓国側の在日財産、権利、利益を確認する趣旨である。すなわち Vesting Decree の効力を認めるが、それはあくまで正当な所有者が有する原所有権までも放棄したものではないとの趣旨に立脚しているのは申すまでもない。なお、動乱その他で現地の日本財産の棄損滅失が考えられるが、その責任についても規定せんとするものである。これらの原状回復、損害賠償、権利の行使を可能ならしめるよう措置することを要求する。その詳細は別途協議による。

第(2)項は、対日平和条約第4条(4)項の趣旨と併せて、日本に関してはSCAPの指令で実施した諸措置（例えば在外会社令、閉鎖機関令、自作農創設特別措置法の措置等）の効果を承認することとするものである。

第(3)項は、韓国の独立に伴ない継承せらるべき国有財産の

規定であるが、国有財産で公用に供せられたもの等については、別に取極めるところに従つて韓国側へ譲渡する趣旨である。国有財産で企業用に充てられたものについては、朝鮮事業公債法、米穀生産財源確保に関する法律等にもとづいて発行された公債の未償還残高等に相当する資金を日本へ引渡す場合に限り、譲渡せんとする趣旨であり、その他の財産については、私有財産と同様の原則によつて処理せんとする趣旨である。

第(4)項は、以上第(1)項第(2)第(3)項は一体として取扱わるべきものであることを確認し、かつ第(1)項及び第(3)項の具体的実施が相互に衡平かつ実効的に行なわれるよう確保せんとする趣旨である。

6. 基本要綱に対する大蔵省意見

○日韓両国間に取り極めらるべき財産及び請求権の
処理に関する協定の基本要綱（日本側案）に関
する若干の注解

（27年4月15日大蔵省）

- (1) 日本側の提案した基本要綱を確認することは、経済的には日本の植民の支配の復活を承認するものにほかならないとする韓国側の主張は、基本要綱の実施に関する日本側の見解に対する理解の不足にもとづくものと思われるので、次に若干の注解を加えたい。
- (2) (1) 日韓両国間に永遠にわたる友好関係を確立するためには、まずその発足において合理的な基本関係から出発しなければならない。
- (3) 私有財産権の尊重は、右の意味において極めて重要であり、また国際法の原則としても確立されている理念であつて、条約、協定等の一方的解釈若しくは既成の事実等を理由にしてこれを無視することは許されない。
- (4) 基本要綱1の(1)は右の原則の確認を求めたものであつて当然の道理というべく、絶対に譲れない日本国民の要請である。

- (5) 右の原則が確認された場合においても、日本政府としては、事実問題として、私有財産権の確認又は回復については次のような制約または譲歩の余地が存在するものと考える。

(1) 事実上の制約としては、

(a) 南鮮に所在する財産についても、次の程度の譲歩は、具体的実施細目の協議のさいにその実施が相互にかつ平衡に行なわれることを条件として、これをなす用意がある。

① 不動産ごとに家屋、工場等については、韓国側の責に帰しえない動乱その他の事由により、その相当部分が損壊しているものと思われる。この場合には、その原状回復または損害の補償を求めようとは考えていない。

② 韓国において、在韓米軍政府によりまたはその指令に従つてとられた措置については、終戦に伴う特殊事情にかんがみ、また該国の経済秩序を維持する必要のために、その効果自体を覆すことはなるべく避ける心構えである。

③ 不動産のうち土地ことに農地については、韓国政府において農地改革等農民保護の立場からとられた諸施策は、これを認めるにやぶさかでない。従つてこの場合、日本

賃地主等の権利の確認または回復は、実際問題としては当該農地の収用対価を要するに止まることとなる。

また収用対価は、リーズナブルであれば足りると思われ、必ずしも再取得価額を要求せんとするものではない。

④ 鉱業種、漁業権等についても前記③に準じ、独立国家としての立場から国際慣習に従つてなされた韓国民の利益保護の立法を認める用意がある。

⑤ 在外会社の株式については、これらの株式が基本産業の会社の株式である場合等個々の場合に応じ、民族資本育成の見地等からする韓国民への当該会社の過半数株式の譲渡については交渉に応ずる用意がある。なおこの場合、当該会社の在日財産の処理については、要綱2の(1)及び要綱4の趣旨の徹底をはかるものとする。

⑥ 預金その他の金銭債権については、インフレーションの結果債務者にとってはその負担は極めて軽微なものと思われる。

また動乱その他により債務者が確認できない場合も多いことと思われるが、これはすべて私的な請求に委ねられるわけである。

(4) 請求権の決済については、現実的にその能力等を考慮して、

その時期方法等について好意的に協議する用意がある。

(5) 右のような次第で、基本要綱1の(1)を確認することは韓国における日本の経済的支配の復活を確認すること以外ならないとする韓国側の懸念は解消するものと信ずる。

7. 久保田発言の概要

- (1) 昭和28年10月6日から開かれた第3次日韓会談において、韓国側は、日本に対して賠償請求権ありとまで、極論するに至った。

これに対し、久保田代表は非公式な私見であると前提し、かつ、このような論議が今後の進行によつて建設的でない旨をことわりつつ、韓国側には賠償請求権がなく、韓国側で36年間の損害を云々するのであれば、わが方としては日本が韓国経済力を培養した事実を指摘せざるを得ないと、日本の朝鮮統治は必ずしも悪い面ばかりでなく、良い面もあつたことについて説明を行なつた。

- (2) その後、20日に開かれた本会議において、韓国側は久保田代表の発言の言葉尻をことさらに曲解してこれを破壊的であるとなし、強硬にわが方の釈明を要求した。韓国側がその顕事録によるとして久保田代表の発言と称したのは、次の5項目である。

- ① 朝鮮の独立が対日平和条約成立前に実現したことは国際法違反である。
- ② 在鮮日本人が連合国の手で引揚げさせられたことは国際法違反である。

- ③ 在鮮米軍政府の日本財産処分及びこれに関する米国国務省の見解は国際法違反である。

- ④ カイロ宣言中の「朝鮮人民の奴隷状態云々」という語句は連合国の戦時中の興奮状態に由来するものである。

- ⑤ 36年間の朝鮮における日本の支配は朝鮮にとつて有益なものであつた。

- (3) わが方はこれに対し、右は韓国側の誤解であることを詳細説明するとともに、前後を考慮することなく発言の一部のみを取上げて問題とするのは誤解を招くおそれがあり、かかる非建設的論議をくり返すことなく、実質的な問題について会議の進行をはかるよう勧説したが、韓国側は納得せず、右わが方発言の全部の撤回を要求し、わが方の拒否にありや、韓国側はわが方が発言撤回に応じない限り爾後の出席は不可能となして退席したため、会議は遂に決裂した。

- (4) その後、韓国は日韓会談再開のための条件として、久保田発言の撤回をあげるにいたり、わが方においては同発言が日韓会談再開の障碍となるのであればこれを撤回する用意あることの方針が決定するに至つた。

8. いわゆる韓国の龍大な請求権について

日韓会談開始前に伝えられた韓国側の龍大な請求権とは、
次のようなものであつた。

(1) 23年9月管理局調による「朝鮮の対日賠償要求額」(

23年8月27日朝鮮情報)

(i) 朝鮮の対日賠償要求額は、1945年8月9日現在の価額で約480億円にのぼるものと見積られている(終戦時為替レートを15円=1ドルとすれば、今日の日本円に換算して実に1兆470億円となる。)この賠償額の数字は、南朝鮮過渡政府(新政府樹立前)の審査委員会及び各部処長、米人顧問が緊密な連絡の下に調査したもので、完成をみたこの調査はこのほど新政府に移管された。

(ii) 480億円の内訳は次の通り。

労働部 1,256百万円

○日本人と朝鮮人との間の借金残額

人事行政処 506百万円

○朝鮮總督府朝鮮人官吏の恩給 55,378人分

運輸部 5,843百万円

○経理、資材、共済組合費及びその他

文教部 1,661百万円

○動産及び不動産

土木部 47百万円

○そのうち起債未償還額 16百万円

司法部 18百万円

○各刑務所保有資材関係

商務部 2,220百万円

○対日輸出金鉱、鉄鉱、石炭、銅鉱その他

通信部 2,348百万円

○預託金、資本金未決済額

農務部 2,650百万円

○水産、土地改良、畜産、綿花、松根油供出その他

保健厚生部 5,479百万円

○被動員労務者未払金

財務部 25,614百万円

○そのうち対日本人貸出金、国債、銀行接收関係、日本

政府小額紙幣、日本系統紙幣等 1,738百万円

20年8月15日以後の対日本人不還貸付 53百万円

総 額 47,811百万円

(2) 1950年1月25日ワシントンAP電「韓国金融機関の

作成に係る韓日両国の相互要求一覧表」

○ 韓国の対日要求

A 日本大蔵省当座に移越した実際資金

- ① 1937～44年韓国予算より日本軍費に移越した現金支出額 1,600百万円
- ② 1908～44年韓国における郵便貯金より生じた定期収入で日本大蔵省に移越の分 1,466百万円
- ③ 生命保険料の日本大蔵省に移越の分 70百万円
- ④ 簡易生命保険料の日本大蔵省に移越の分 13百万円

B 通商関係による日本の債務

- ① 1945年8月1日現在日本銀行の朝鮮銀行に対する債務 8,500百万円
- ② 金銀塊 1,500百万円
- ③ 朝鮮銀行以外の韓国内各銀行に対する債務 3,000百万円
- ④ 郵便取扱金 400百万円
- ⑤ 郵便貯金 800百万円

C 韓国内の韓国人の対日投資

- ① 韓国人所有の日本国債及び社債 800百万円
- ② 韓国銀行における日本銀行券通貨 1,000百万円

D 朝鮮銀行所有その他の債務

-90-

- ① 日本国債 5,800百万円
- ② 日本社債 500百万円
- ③ 証券 4,400百万円

E その他

- ① 韓国人の日本占領下満州、中国及び南洋諸島に対する投資 1,000百万円
- ② 在日韓国人の対日投資 1,000百万円

F 検討するべきこと

- ① 日韓合併当時押収されたる旧韓国政府所有の海外資産
- ② 反日運動嫌疑で押収されたる韓国人の私財
- ③ 日本に押収されたる宝物及び骨董品

合計（韓日の対日要求額） 49,848百万円

○ これに対し日本の対韓要求額と称している金額は、

8,890百万円

(2) C・P・Cより得た資料による「韓国政府及び韓国人から朝鮮米軍政府に提出のその他のクレーム」

A 日本政府に対する韓国政府の要求

- ① 朝鮮における日鮮官公吏及び他の使用人に対する給料前払、賞与金手当、その他の給与の不当支払に関する朝鮮政府の賠償要求。

-91-

不法支払は概して日本政府の命令か日本政府の指図によつて行動する朝鮮における使用人によつて行なわれた。

② 朝鮮における日本政府属僚人による政府資金及び政府管理下にある会社資金の私消及び不当な支出に関する韓国政府の賠償要求。

③ 日本に保留された前朝鮮総督の政治的下部組織あるいは代行機関の資金に関する朝鮮政府の賠償要求。

④ 日本政府に対する朝鮮における日本駐屯軍の不法行為を原因とする賠償要求。

⑤ 日本軍に参加し従軍中戦死しあるいは負傷した朝鮮人兵士の家族の賠償要求。

B 日本政府に対する韓国人の賠償要求

① 日本政府または下級官庁あるいはその関係者に対する契約破棄を原因とする賠償要求。

② 朝鮮及びその他の地において日本人あるいは日本政府に、使用されたことによつて生じた年金、退職金、廃疾者手当その他の支給金に対する朝鮮人（前官公吏及び日本人雇主の朝鮮における朝鮮人被使用者）の賠償要求。

③ 日本政府またはその下級官庁の使用人によつてなされた不法行為に関し日本政府に対する朝鮮人の賠償要求。

④ 日本の郵便貯金から生ずる朝鮮人の賠償要求

⑤ 日本の朝鮮併合中、朝鮮における警察当局の不当な行為から生ずる朝鮮人の要求

⑥ 不公平なる刑法によつてまたは思想取締規則という暴挙によつて有罪の宣告を受け没収された財産にもとづく朝鮮人の賠償要求

⑦ 日本政府あるいは日本政府の法規に従つて行動する日本人あるいは朝鮮における日本官憲の承認によつてなされた朝鮮内における朝鮮人の財産の収用または没収を原因とする朝鮮人の賠償要求

強迫あるいは不適当なる考慮の下に日本人に充てた朝鮮人の財産に関する朝鮮人の賠償要求

⑧ 朝鮮における日本政府の土地収用法の実行及び没収に関する朝鮮人の賠償要求

⑨ 徴用された朝鮮労働者の賠償要求

C 日本人に対する韓国人の賠償要求

① 以前朝鮮に居住した日本人に対する不法行為から生ずる賠償要求

② 地代小作料に関する朝鮮人の賠償要求

③ 日本人及び日本商社に対する契約破棄を原因とする賠償

要求

④ 日本または朝鮮以外の日本占領地において結ばれた契約または不法行為から生ずる契約上あるいは不法行為を原因とする賠償要求

⑤ 朝鮮及びその他の地において日本人に使用されたことによつて生じた退職金その他の支給金に対する朝鮮人被使用人の賠償要求

⑥ 不動産及び動産の所有権及び登記に関し日本の法律上の制限があるため表面日本人の名義になつてゐる財産の登記から生ずる朝鮮人の賠償要求

⑦ 日本人と結婚した朝鮮人の要求

⑧ 特許権、版權に関する朝鮮人の賠償要求

D その他

① 日本の保険会社に対する保険証券上の約款にもとづく朝鮮人の賠償要求

② 公社債、株式その他証券の所有に関する朝鮮人及び朝鮮政府の要求

③ 日本における銀行勘定に関する朝鮮人の賠償要求

④ 日本の会社との勘定及び共同計算に関する朝鮮の会社の賠償要求

⑤ 掠奪されあるいは破壊された美術品及び文芸品の返還または弁償に関する朝鮮人の要求。

⑥ 互助共榮及びその類似組織の会員たる資格から生ずる朝鮮人の要求

⑦ 戦災に対する朝鮮人の賠償要求

⑧ 日本において土地を所有することから生ずる朝鮮人の要求

⑨ 日本から朝鮮に引揚げの際財産を制限されたことについての朝鮮人の要求

⑩ 朝鮮から日本に送還された日本人に対する訴訟に関する朝鮮人の要求

⑪ 裁判に基因する日本人に対する朝鮮人の要求

(4) 1949年1月1日新世界新聞「李承晩大統領書明」

韓国は日本帝国主義が過去40年間の統治中、朝鮮から奪取していつたすべてのものの返還を要求する。少なくともこの要求中の1つは350年前に遡及し対馬島の返還を要求する。対馬島は日本豊臣秀吉の朝鮮侵略のときに奪われたのである。

(5) 賠償要求の根拠(朝鮮銀行月報1947年7月号)

① 朝鮮経済の再建には外国資材の注入が必要である。輸入資金の調達方法は対日賠償か対米借款の方法以外にはない。対日賠償要求は朝鮮再建のため絶対的なものである。

② 対日賠償の正当性は第2次大戦の至高の目的が国際法の擁護であつたという趣旨から出てくる。朝鮮は1894年日清戦争のときから日本の国際法蹂躪によつて非常な損害を蒙っている。だから当然賠償要求の請求権がある。

③ この請求権の根拠は次のものである。

イ ポツダム宣言「日本が暴力または貪慾により盗取または奪取した財産一切を原状に回復すること」

ロ 降伏後の対日基本政策第4部4項(賠償及び返還)

ハ 1945年12月6日何と問題旨のポーレー賠償使節の声明

ニ 1947年8月29日のキャンベラにおける英帝国の対日講和予備会議の決議事項「日本が占領した地域から掠奪した一切の財産をその正当な所有者に返還するよう強制すること」

侵略、収奪、強力または脅迫により蒙つた朝鮮及び朝鮮人の対日債権ないし原状回復の請求及び一般損害賠償請求権は、上記のごとく確固たる国際的保証を受けている。

④ 朝鮮の賠償請求の特異性は戦勝国の戦敗国に対する戦費賠償の觀念ではなく、既成債権ないし収奪物の返還で形成

されている点である。

このような特異性があるから対伊講和条約の賠償条項や対日賠償請求に関していわれている生産物反復賠償及び金銭賠償の不採用原則の制約をうけることのできないものである。

9. 在韓財産の状況に関する日本側照会

○ 照 会 事 項 (日本側) 28年5月28日

第1 米占領軍の進駐後、日本及び日本人の財産状況に関し

1 日本人が所有または支配していた企業または事業の管理はどのようになされたか。

A 韓国に本店または主たる事務所を有したもの

(1) 管理の方法—管理人を任命して管理したかまたは、例えば法人の場合は日本人所有株式、出資、持分等を売却し新たな権利関係にもとづき役員の改選等を行なつて運営する方法によつたか。

(2) それらの法人格はそのまま継続するものとされたか、または一応清算の上新しい法人に改組されたか。この場合、その資産及び負債はいかに処理されたか。

(3) 役員または従業員に対する未払給与または未払退職金等の処理はどうか。

B 企業または事業で、その本店が日本にあるものの管理はどのように行なわれたか。

C 企業または事業の財産で米占領地域外に所在しているものの整理はどうか。

2 日本人(日本人が主たる持分を有していた法人を含む)

が所有していた左記財産はどのように管理されたか。(ただし、前記1において説明されたものを除く。)

① 土地、建物その他の工作物

② 船舶

③ 株式、出資、持分、社債等

④ 日銀券、鮮銀券、台銀券等の通貨

⑤ 預金または貸付金等の債権

⑥ 鉱業権、漁業権等の権利

⑦ 特許権、著作権、商標権、実用新案権等の無体財産権

⑧ 借入金等の債務

3 朝鮮総督府(その下部機構を含む)の貸付金、出資金等の債権はどうか。

4 国有財産のうち鉄道、港湾、通信施設等の企業用財産の管理はどうか。

第2 前記第1の各項の財産等は米占領軍から韓国政府にどのようにして引継がれたか。

第3 韓国はその後これらの財産等についてどのような措置をとつたか。

第4 これらの財産は1950年6月以降の動乱によりいかなる影響を受けたか。